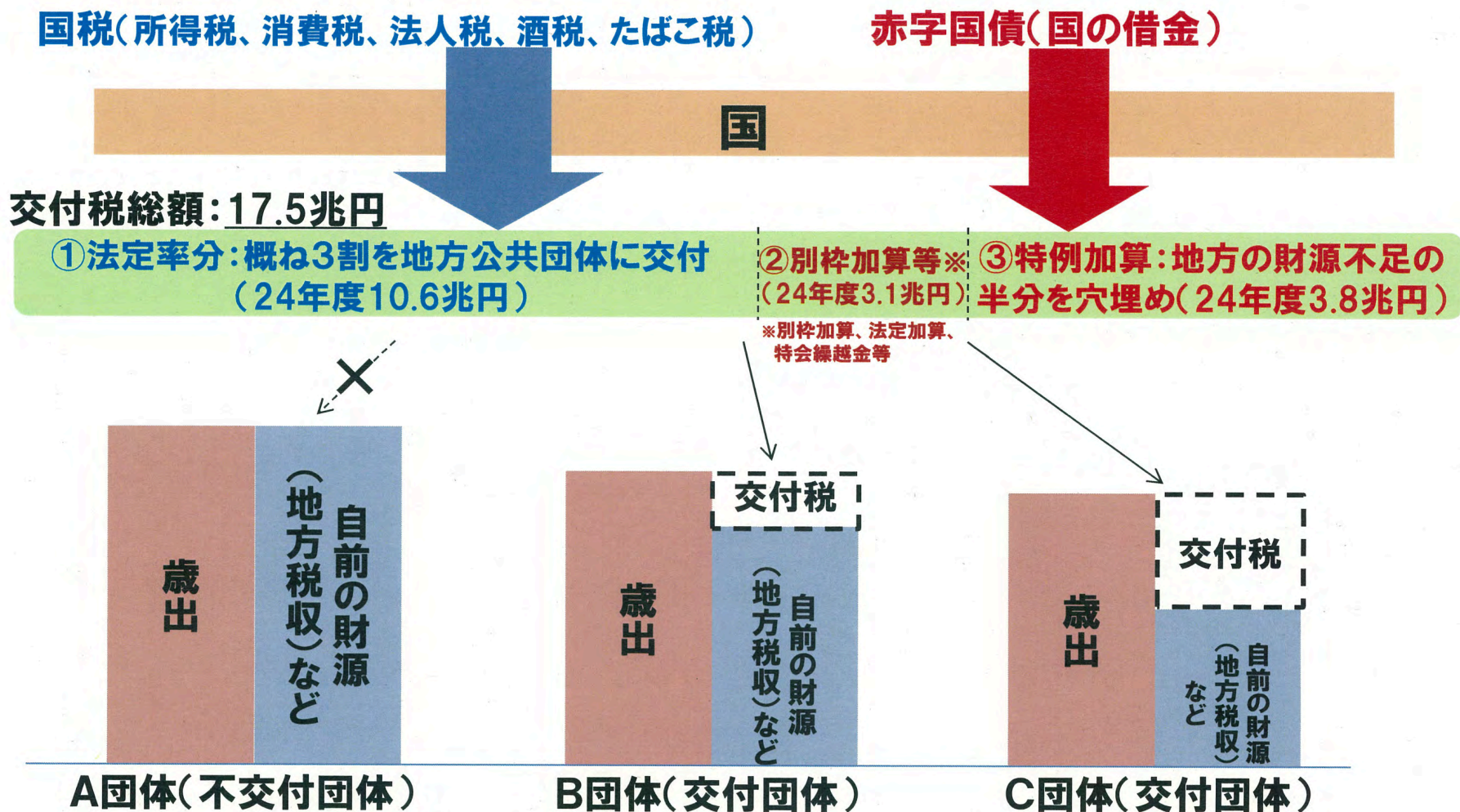


地方交付税の仕組み(イメージ)

▶ 地方交付税は地方団体間の財政力格差の調整機能のほか、地方団体に対する財源保障機能を有する。所得税、消費税等の税収が本来の財源であるが、赤字国債にも財源を依存。

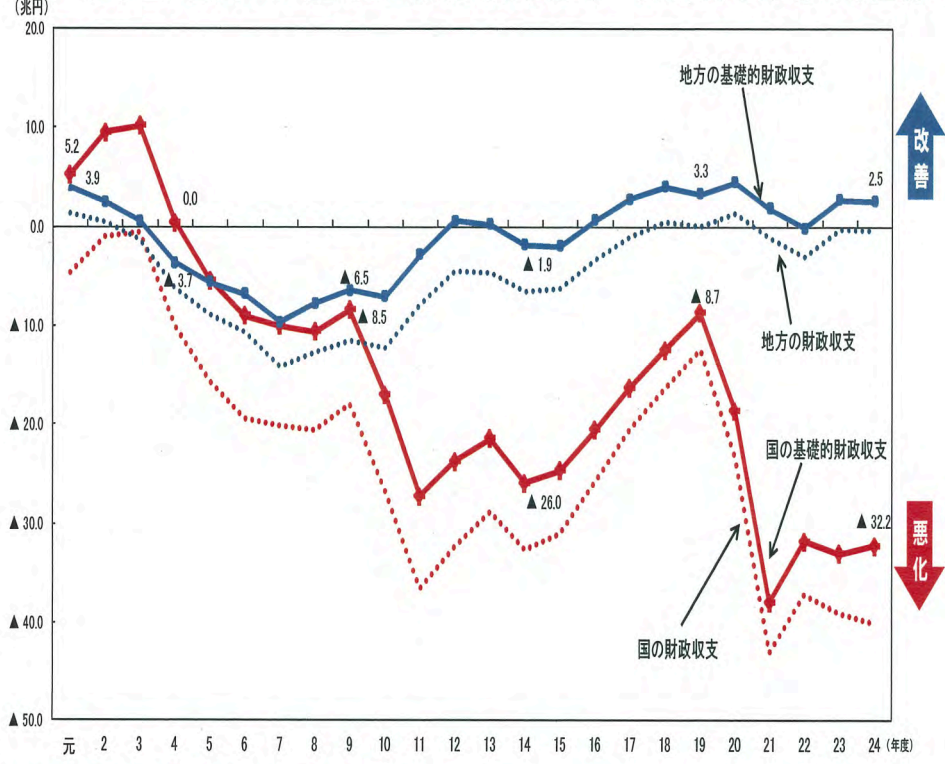


(注)「歳出」は基準財政需要額、「自前の財源(地方税収)など」は、基準財政収入額

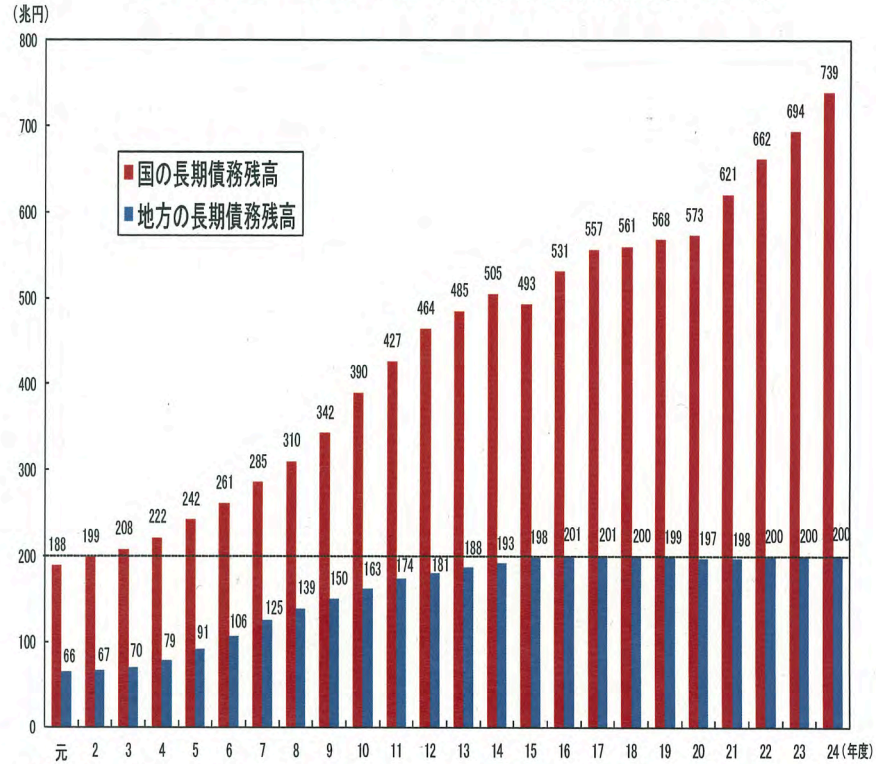
国と地方の財政状況の推移

- 国と地方の財政状況を比較すると、ここ20年の趨勢を見ると、地方の財政状況は基本的に改善傾向にある一方で、国の財政状況は基本的に悪化傾向。平成24年度においては、
 - ・国が巨額の基礎的財政赤字・財政赤字を抱え、債務残高が累増する一方で、
 - ・地方は、基礎的財政収支の黒字化に加え、財政赤字もわずかであり、債務残高も安定
- こうした国・地方のアンバランスな財政状況の下、国は赤字国債を発行しながら、現在の地方交付税の水準を確保しているのが実情。

○ 国と地方の基礎的財政収支・財政収支の推移



○ 国と地方の長期債務残高の推移



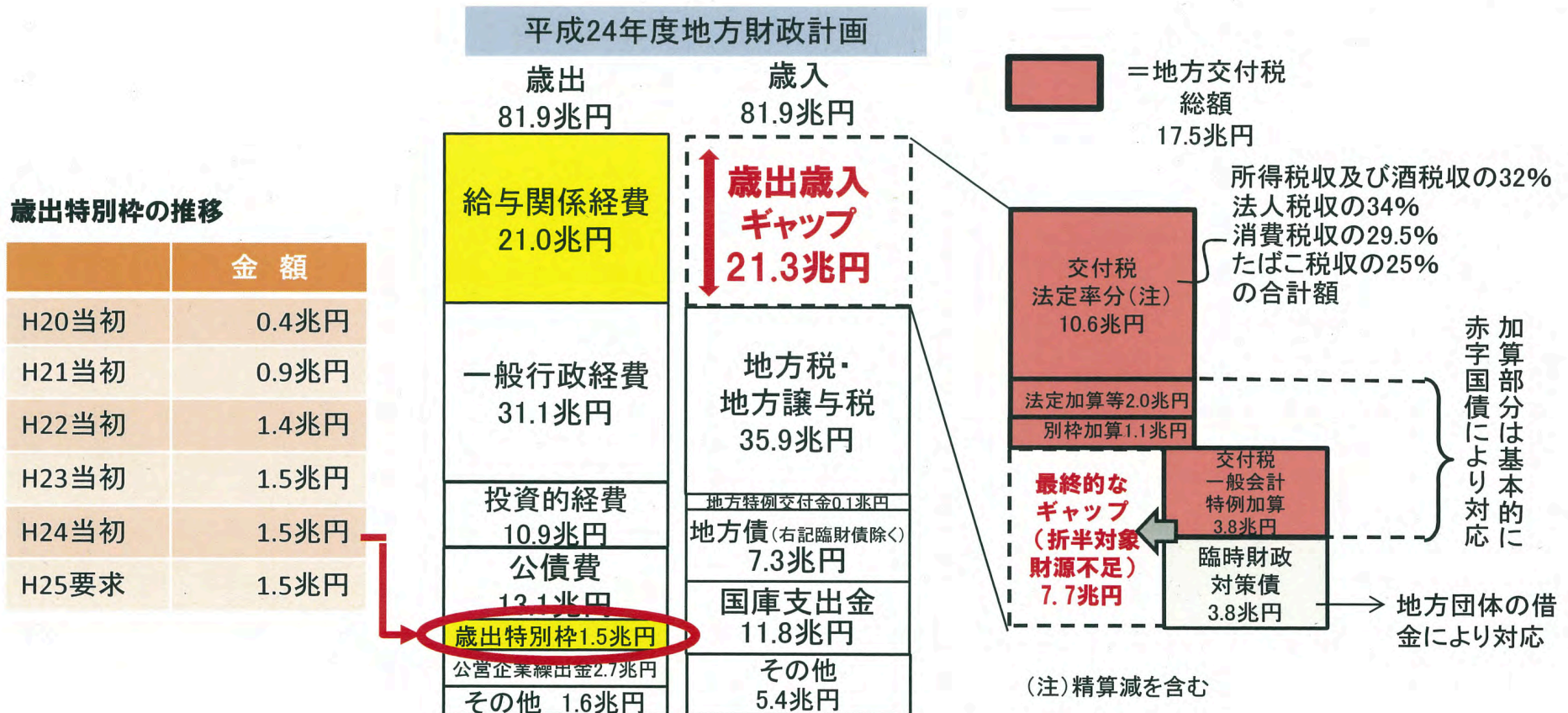
(出典)内閣府「国民経済計算確報」、ただし、平成23年度及び24年度は「経済財政の中長期試算」(平成24年8月31日 内閣府)。
 (注1)平成10年度は国鉄長期債務及び国有林野累積債務、15年度は本四公団債務の一般会計承継、18年度、20年度、21年度、22年度及び23年度は財政投融資特別会計財政融資資金勘定(18年度においては財政融資資金特別会計)から国債整理基金特別会計または一般会計への繰入れ、20年度は日本高速道路保有・債務返済機構から一般会計への債務承継、23年度は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から一般会計への繰入れ等を除いている。
 (注2)平成23年度、平成24年度については、復旧・復興対策の経費及び財源等の金額を除いたベース。

(注)長期債務残高は平成23年度、平成24年度については年度末見込。交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金は、地方負担分であることから、地方に計上。

歳出特別枠

資料Ⅱ-2-3

- 地方財政計画は、本来、恣意性を排除し客観性を担保しつつ、標準的な歳入歳出を見積ることにより、毎年度の地方団体の安定な財政運営のための財源対策を行うために作成されるもの。
- 他方、平成20年度以降、景気低迷の影響等を踏まえ、交付税総額を増額させるため政策的に実需に基づかない歳出の上乗せを実施。
- こうした歳出の上乗せは、**地方財政計画の客観性・透明性を損ない、また、地方が取り組んでいる自主的な歳出削減努力を妨げるおそれ。**



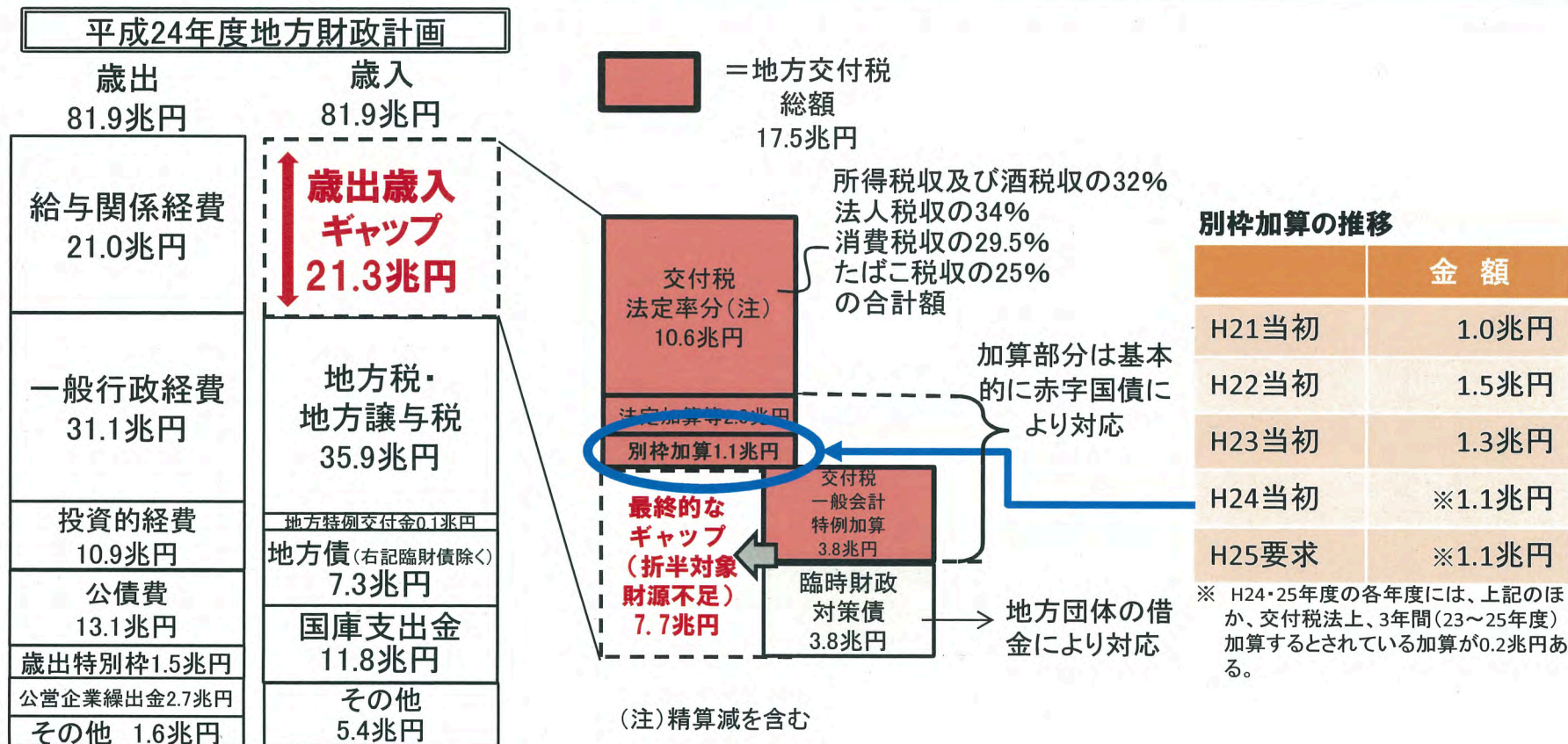
歳出特別枠の推移

	金額
H20当初	0.4兆円
H21当初	0.9兆円
H22当初	1.4兆円
H23当初	1.5兆円
H24当初	1.5兆円
H25要求	1.5兆円

別枠加算について

資料Ⅱ-2-4

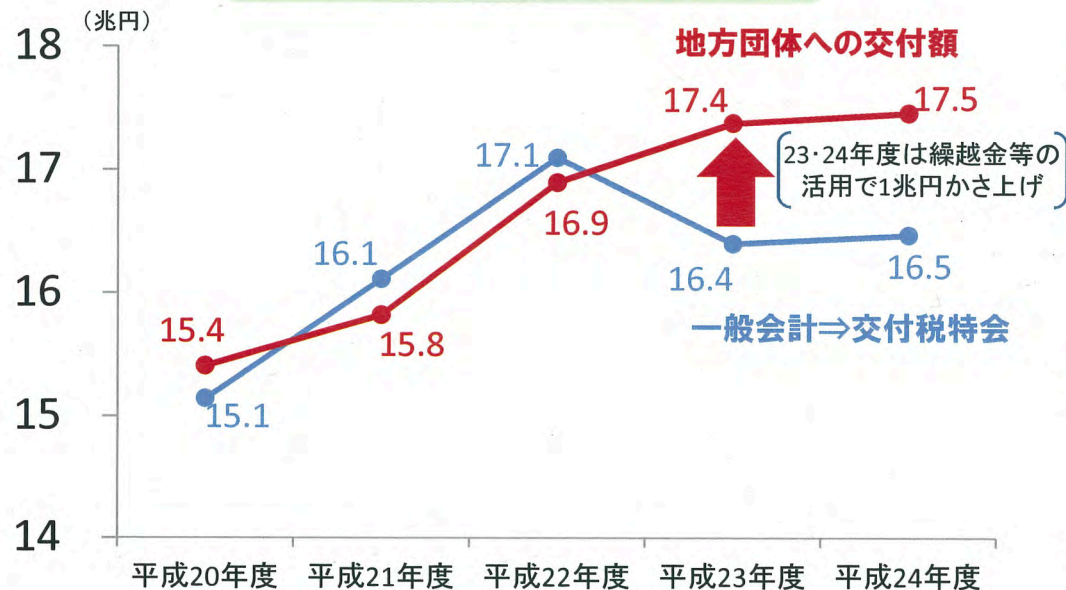
- 法定率分や法定加算等を超える財源不足については、国と地方が借金により折半して補てん。これは、地方の財源不足に対し、国と地方の両者が責任を持つことを明らかにしつつ、地方の自律的な歳出抑制努力を促すという考えに基づくもの。
- しかしながら、平成21年度以降、別途、国の全額負担による加算を実施し、「不足分の国・地方での折半」というルールを飛び越えて政策的に地方交付税を増額。
- これは、本則の「法定率」、特例措置の「折半ルール」に加え、不透明なルールを継ぎ足すものであり、地方が取り組んでいる自主的な歳出削減努力を妨げるおそれ。



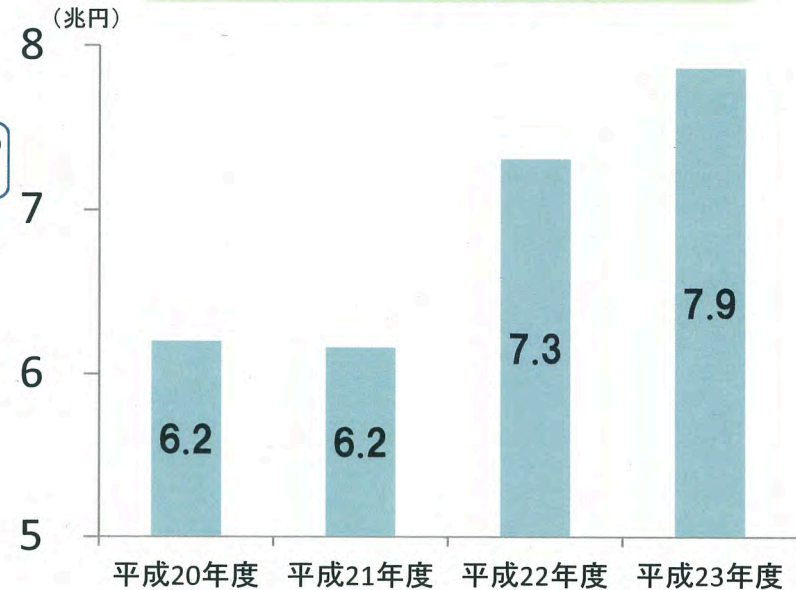
地方交付税総額と財政調整基金・減債基金の増減

- 地方交付税(交付税特会から地方団体への交付額:いわゆる出口ベース)は、地方歳出の見直しや地方税の充実等により、平成12～19年度までの間減少。リーマンショックによる景気低迷の影響等も踏まえ、平成21年度以降、地方交付税を増額させるための各種加算措置を実施。さらに、一時的な繰越金等の活用もあいまって、平成24年度にかけて17.5兆円まで増加。
- 交付税総額が増加する中、財政調整基金と減債基金も増加(ここ3年で6.2兆円⇒7.9兆円へと+1.7兆円増加)。
- これは、国は借金をしながら地方交付税を増やしている中、それを受け取る地方団体は貯金が増加している状況とも言える。

地方交付税の推移



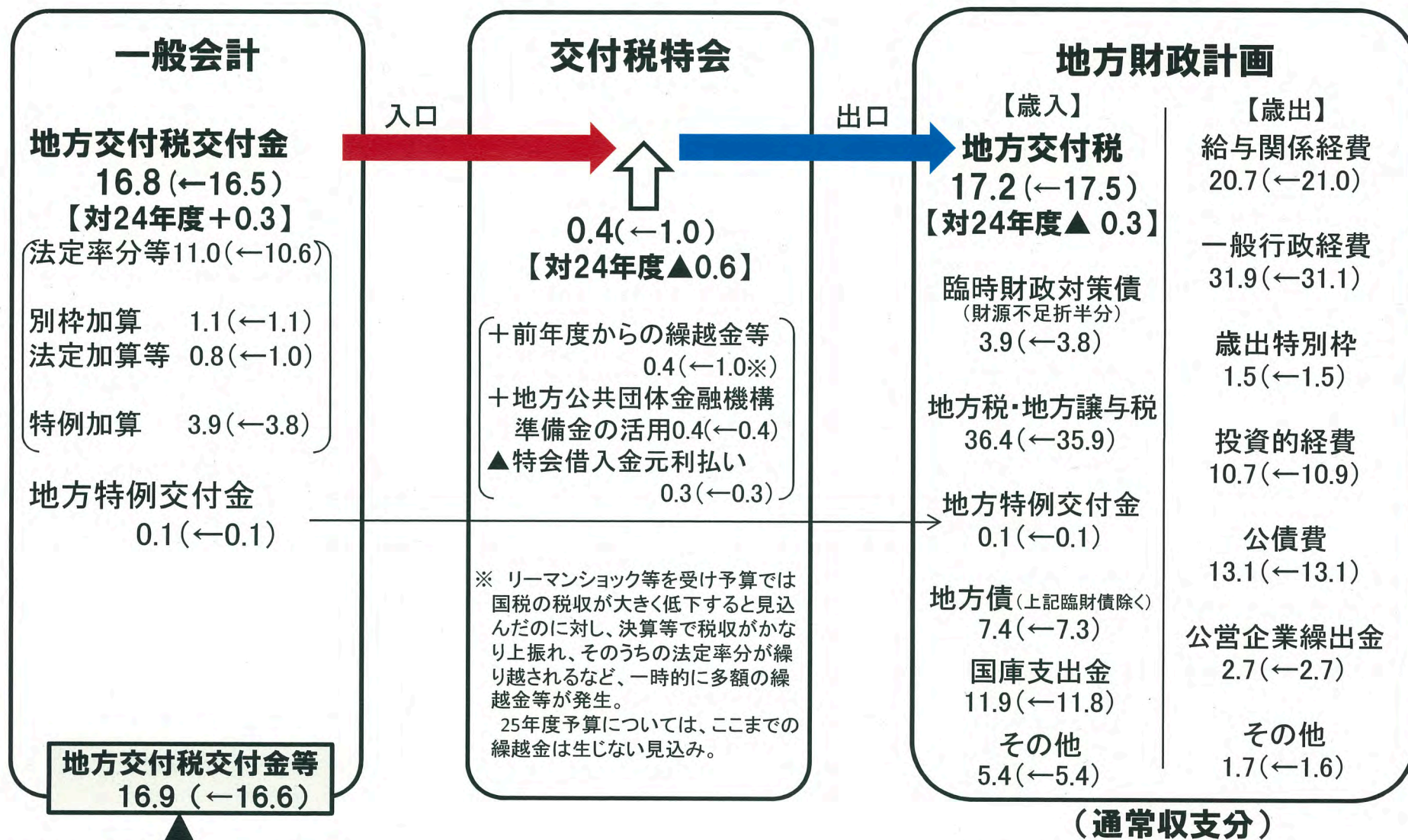
地方の積立金の残高 (財政調整基金・減債基金の合計)



(注) 地方交付税の金額は、地方財政計画(当初)ベース。財政調整基金・減債基金の残高合計は年度末の決算ベース(一部事務組合等を含む)。

25年度要求の概要

資料Ⅱ-2-6



基礎的財政収支対象経費
(71兆円フレーム)の対象

(注) 計数は25年度要求
()内は24年度の計数

地方の一般財源総額の推移

資料Ⅱ-2-7

- 25年度概算要求時点においては、地方一般財源は0.6兆円程度増加。
- 地方の一般財源を前年度と実質的に同水準にするには、歳出の抑制を通じた財源不足の縮小が必要（地方交付税の特例加算と臨時財政対策債が減少し、一般財源が抑制される）。

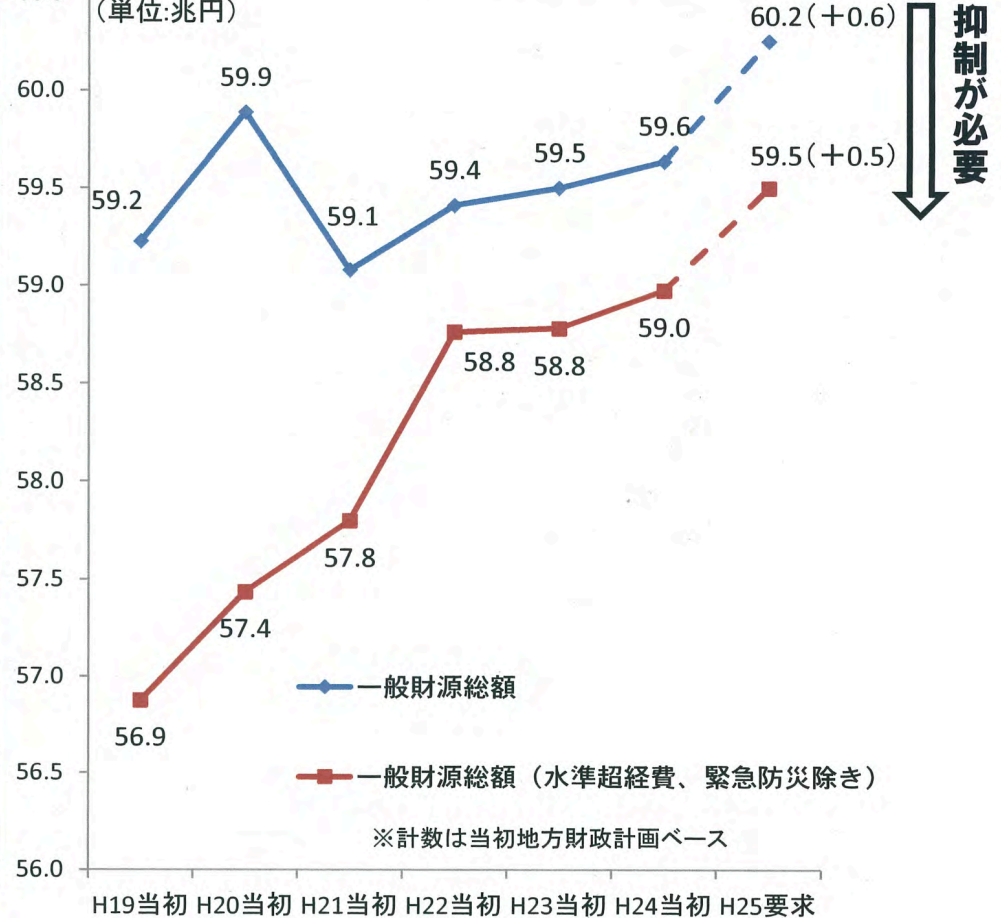
一般財源の内訳

(単位:兆円)

	25要求	24当初	増▲減額
地方税	34.2	33.7	+0.5
地方譲与税	2.2	2.3	▲0.0
地方特例交付金	0.1	0.1	▲0.0
地方交付税	17.2	17.5	▲0.3
臨財債(折半外含む)	6.5	6.1	+0.4
一般財源	60.2	59.6	+0.6
水準超経費・緊急 防災充当財源除き	59.5	59.0	+0.5
<参考> 地方一般歳出	66.8	66.5	+0.3

近年の一般財源総額の推移

(単位:兆円)



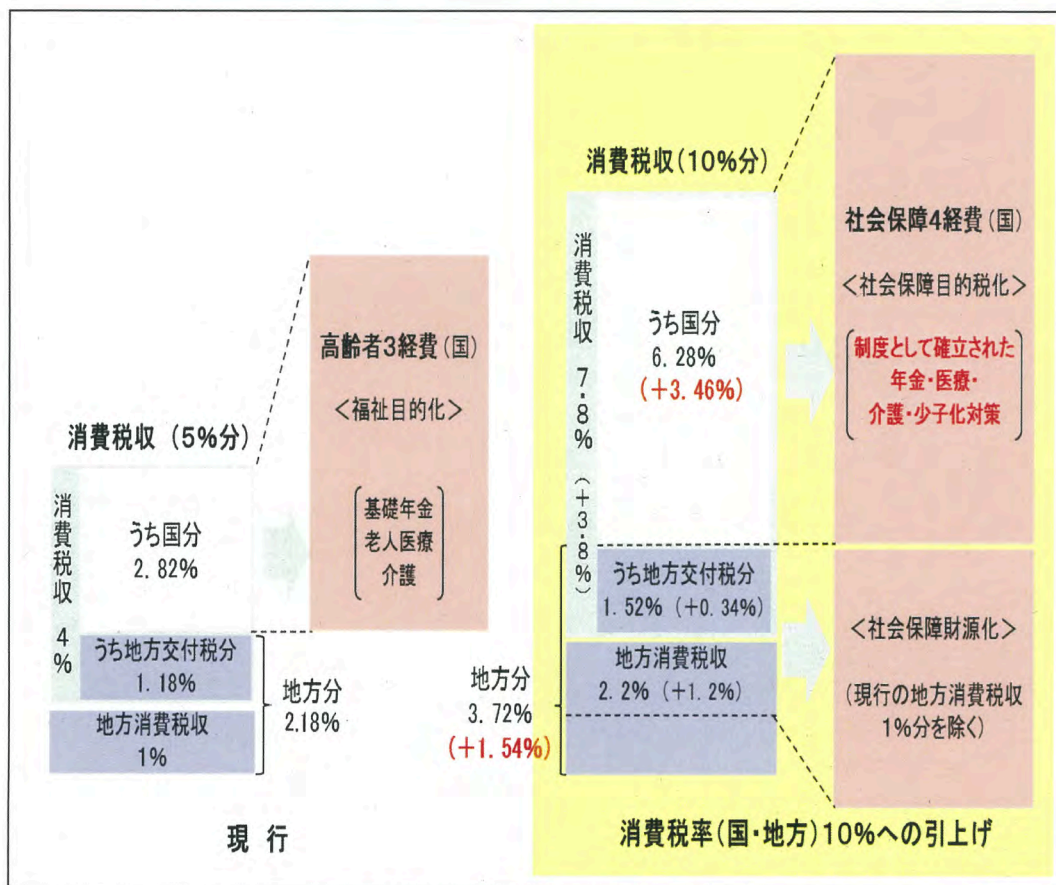
(注) 地方一般歳出は、歳出総額から公債費(企業債を含む)と水準超経費を差し引いたもの。

消費税率の引上げについて

資料Ⅱ-2-8

- 平成26年4月及び27年10月に、消費税率(国・地方)が合計5%引き上げられるが、そのうちの1.54%は、地方団体のための引上げ分。
- 国民の理解を得るため、地方団体においても、**不断の行政改革を通じ歳出抑制に強力に取り組む必要**。

消費税収の国・地方の配分と使途



「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(抄) (平成24年8月22日公布)

(趣旨)

第一条 この法律は、世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することが我が国の直面する重要な課題であることに鑑み、社会保障制度の改革とともに**不断に行政改革を推進することに一段と注力**しつつ経済状況を好転させることを条件として行う税制の抜本的な改革の一環として、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から消費税の使途の明確化及び税率の引上げを行うため、消費税法・・・の一部を改正するとともに、その他の税制の抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置について定めるものとする。

「大転換期の行政改革の理念と方向性について」(抄)

(平成24年8月7日 行政改革に関する懇談会[稲盛和夫座長])

(8) 地方における改革

○ 地方における改革の一層の推進

- ・ 地方において定数削減や独自の給与削減を実施しているものの、未だ2割近い団体のラスパイレス指数が国家公務員比で100以上となっているなど、なお取組が不十分な団体が存在
- ・ 今般の**一体改革における引上げ分の消費税収(国・地方)の一部は地方の財源となり、その意味で行政改革の必要性は変わらない**
- ・ 地方自治の本旨に基づき、国における取組を参考に、定員や給与水準等に関して更なる行政改革の実行が必要

(注1) 消費税率(国・地方)10%への引上げ時においては、消費税収6.3%(うち国分4.9%(+2.08%)、地方交付税分1.4%(+0.22%)、地方消費税収1.7%(+0.7%)となる(地方財源3.1%)。

(注2) 地方交付税率(現行29.5%)は、平成26年度22.3%、平成27年度20.8%、平成28年度以降19.5%となる。

給与関係経費

資料Ⅱ-2-9

～地方公務員給与と国家公務員給与の比較～

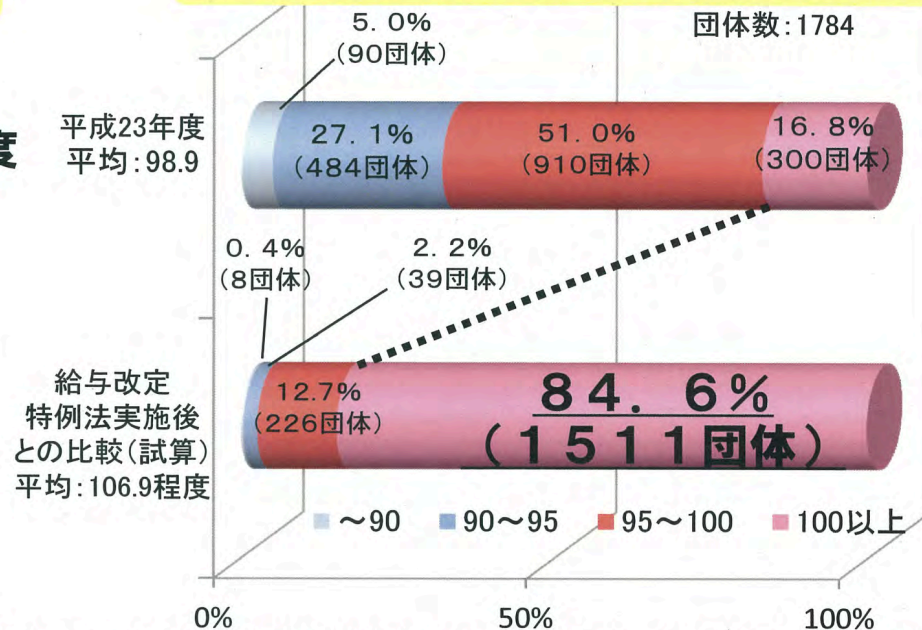
- 給与改定特例法による引下げ後(平成24年4月～)の国家公務員給与(行政職(一))と比較した、**地方公務員給与(一般行政職員)のラスパイレス指数**を試算すると、平成24年度は**106.9程度**と、近年にない高水準。
- また、**8割超の自治体**の地方公務員給与が**国家公務員給与の水準より高い状態**となる。
- **地方財政計画上、上記の国家公務員給与の引下げは地方公務員の給与関係経費には反映されていない。**

(※)地方公務員について、国並みの給与カットを実施した場合、地方財政計画ベースで年▲1.2兆円程度の歳出削減効果(=国民1人当たり約1万円/年の公務員給与の節約)

地方のラスパイレス指数の推移
(全地方団体ベース)



地方団体のラスパイレス指数の分布状況



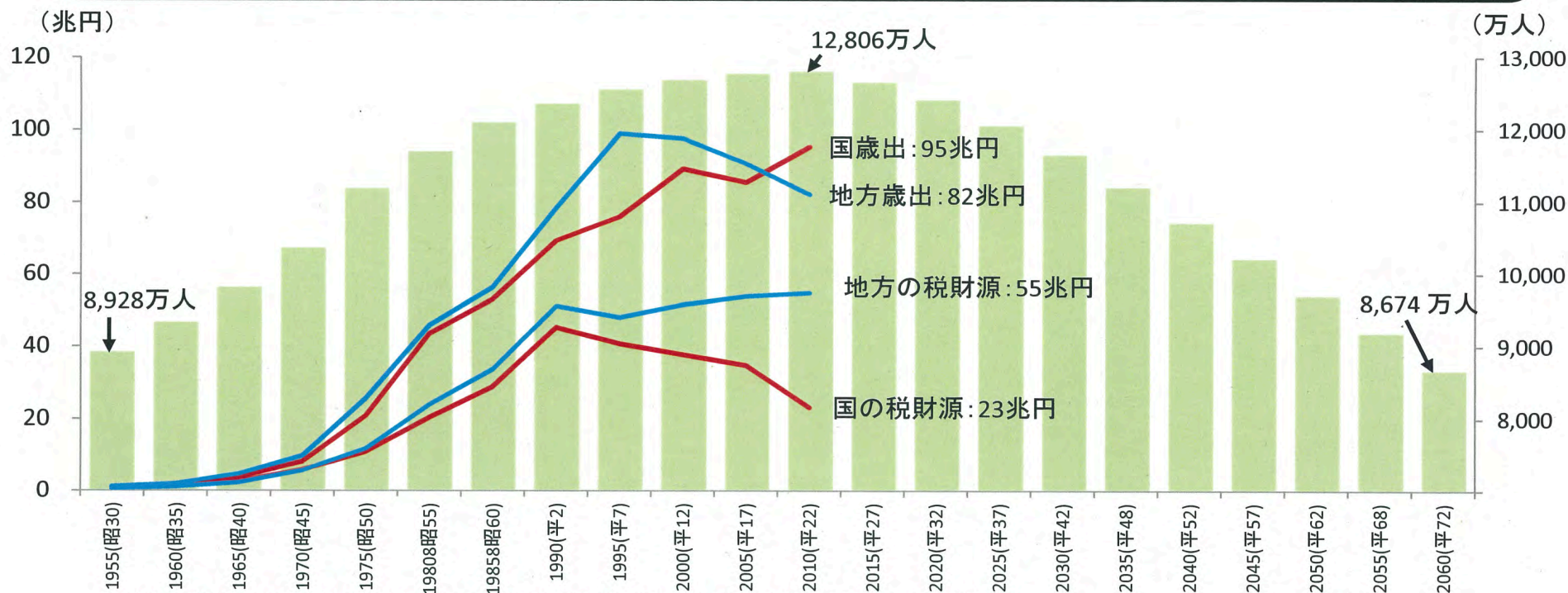
(注1)「平成23年地方公務員給与実態調査」(総務省)より。給与改定特例法実施後については、給与改定特例法実施後の国家公務員給与(平成23年度俸給表に同法を適用したと仮定)と地方団体の平均給与(平成23年度)を比較し、各団体のラスパイレス指数を基に試算したもの。

(注2)ラスパイレス指数とは、地方公務員と国家公務員の給与比較をするため、国家公務員を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数。学歴、経験年数別の職員構成比を国家公務員と仮定して計算。

人口減少・高齢化社会における地方税財政の課題

資料Ⅱ-2-10

- 我が国では、戦後の高度経済成長期からバブル崩壊までは、基本的に安定的な経済成長が続き、社会経済活動や国民生活の多様化等に合わせて、**国・地方が歩調を合わせ財源を確保しつつ様々な公共サービスを国民に提供。**
- しかし、バブル崩壊後、①歳入面では、国内経済が伸び悩み**税収が低迷**する中で**国が地方の財源不足分を肩代わりし**、②歳出面では、**人口減少と急速な高齢化が進む中で、国を中心に社会保障関係費が増大。**その結果、**国の財政状況は極端に悪化し、地方の財政状況とのアンバランスが拡大。**
- 国家が成熟するにつれ地方団体の自立が求められてきていること、人口減少・高齢化社会の中で税財源の伸び自体が限られてきていること等を踏まえた対応が必要。



※将来人口推計、地方財政の状況、地方財政統計年報、地方税に関する参考計数資料、財政統計より作成。計数は決算額。
 ※国財源は、国税収入から地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金等を地方に移転した後のベース。地方財源は、地方税収に、その分加算している。

- 偏在の大きい地方法人二税(法人事業税及び法人住民税)については、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」として、平成20年度に創設された「地方法人特別税・地方法人特別譲与税」が偏在是正に寄与。
- 地方交付税制度では、不交付団体・交付団体間の財政調整は困難。

地方法人二税



最大/最小: 5.4倍
4.6兆円



地方法人特別譲与税を加算



最大/最小: 4.0倍
6.0兆円

(参考)地方消費税

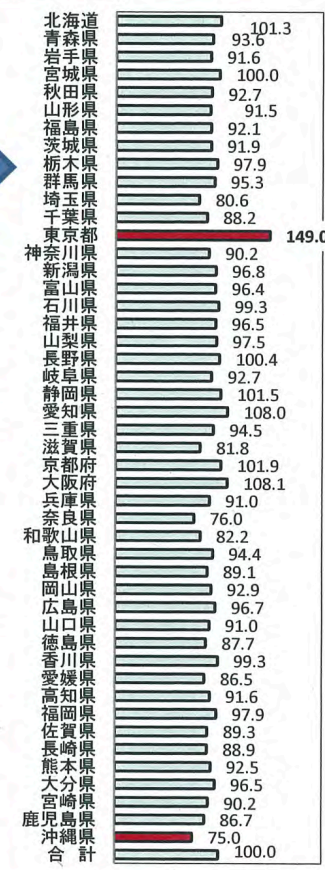


最大/最小: 11.1倍
2.6兆円



清算

※ 財政調整や偏在是正のためではなく、最終消費地と税収の最終的な帰属地を一致させるために行われている。



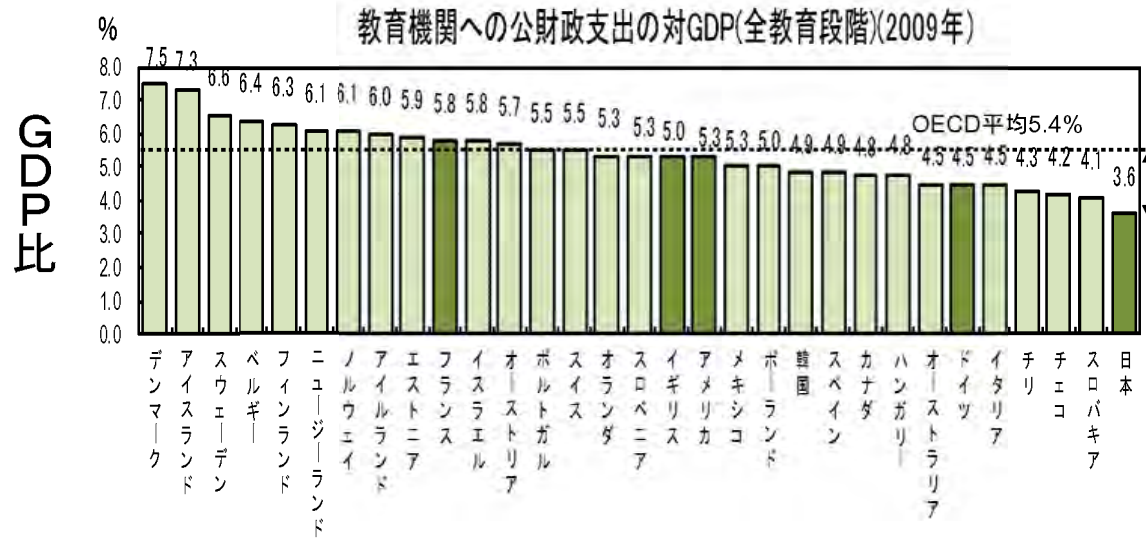
最大/最小: 2.0倍
2.6兆円

※「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。

(注1) 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く。(注2) 地方法人特別譲与税額は、平成22年度の譲与額である。

(注3) 人口は、平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

我が国の公財政教育支出と子どもの数

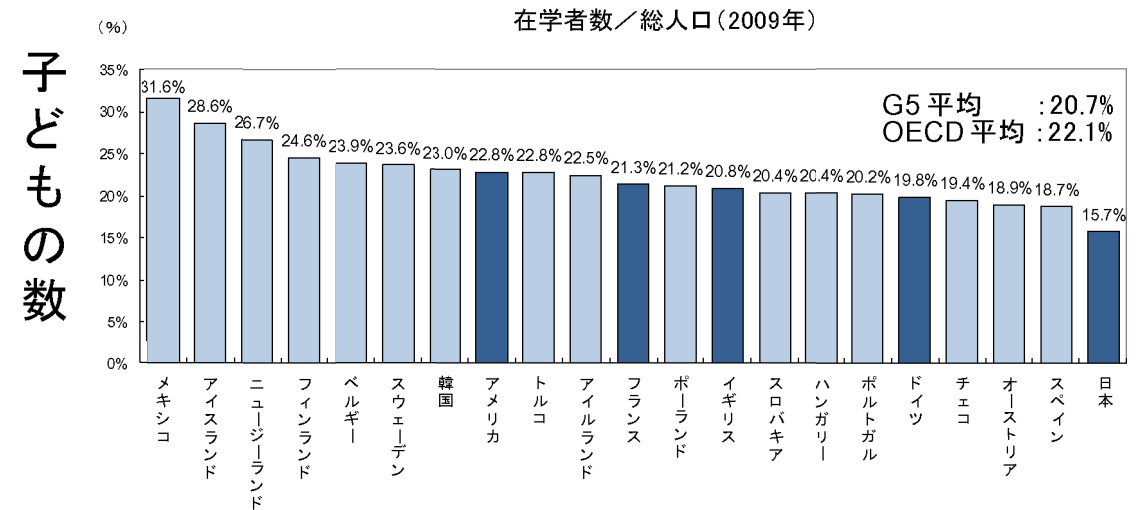


8.5兆円

公財政教育支出GDP比

日本	3.6%
OECD平均	5.4%

7割



子どもの数

日本	15.7%
OECD平均	22.1%

7割

(注)子どもの数は、全教育段階における在学者数であり、フルタイム換算している。
 (出所)OECD「図表で見る教育2012」より作成

在学者一人当たり年間公財政教育支出(対国民一人当たりGDP比)

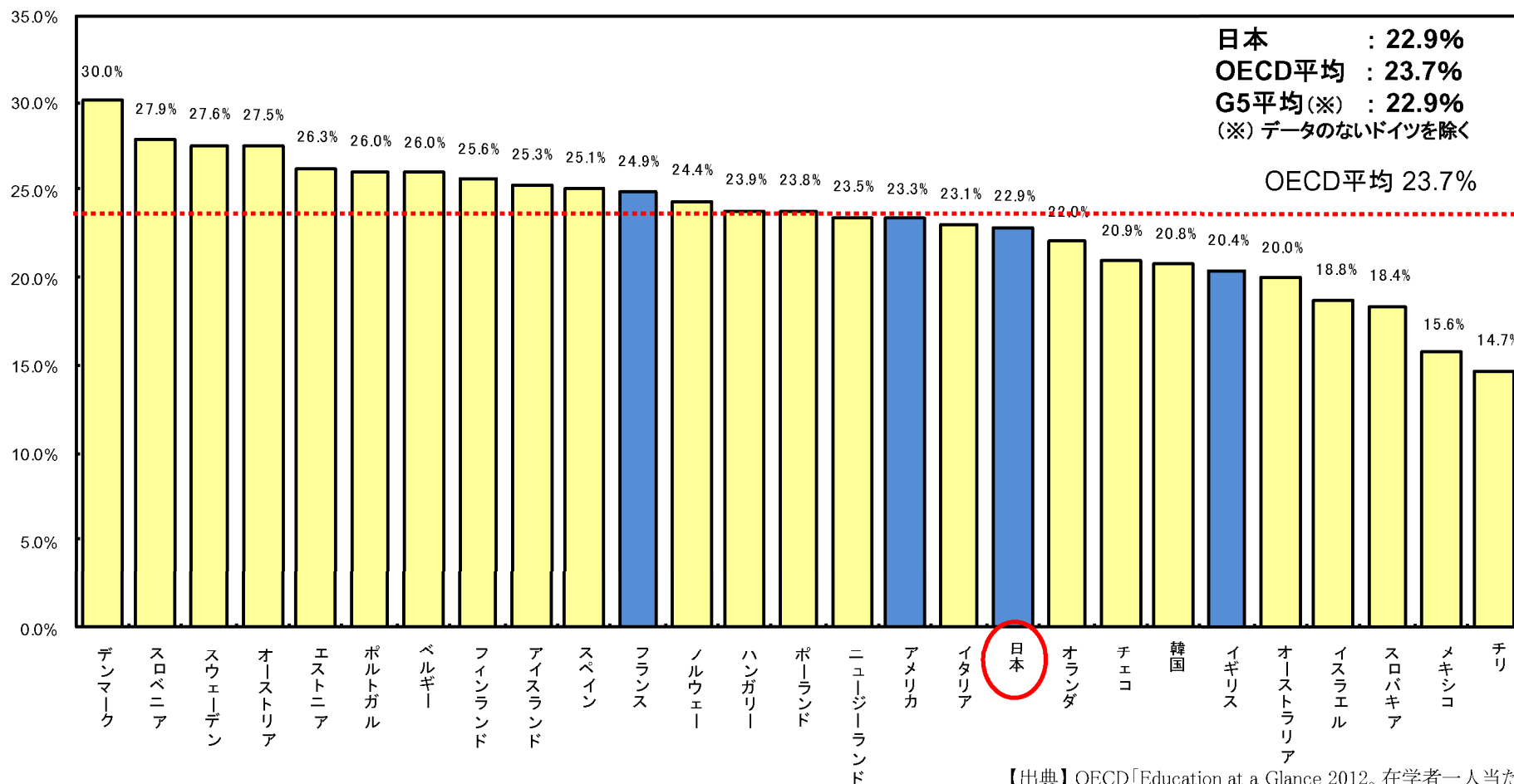
資料Ⅱ-3-2

○公財政支出を在学者一人当たり(*)で見ると、OECD平均と比べて遜色なく、G5諸国と同水準。

* 国によって所得水準が異なるため、国民一人当たりGDPに対する割合で比較。

○なお、このOECD統計の在学者一人当たり公財政支出は機関補助のみを対象とし、奨学金等私的部門への補助が含まれないため、特に高等教育におけるわが国の支援は過少評価される傾向があることに留意が必要。

在学者一人当たり年間公財政教育支出 対GDP(全教育段階)
(国公立・私立 教育機関の合計)(2009年)



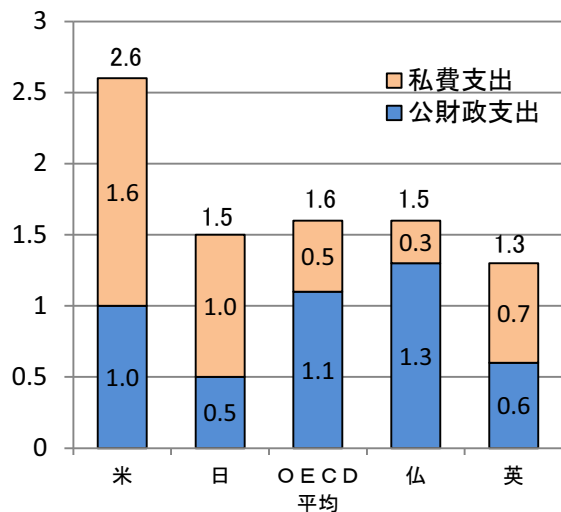
【出典】OECD「Education at a Glance 2012」。在学者一人当たりの公財政支出B3指標を国民一人当たりのGDPで除して算出

高等教育における公財政支出

資料 - 3 - 3

- 高等教育における公財政支出が低いとの指摘がある。
- しかし、わが国は、大学生等の数が少ないことや、教育機関への直接補助のみカウントする公財政支出に含まれない奨学金など私的部門補助の割合が高いことに留意する必要。
- 奨学金など私的部門補助を含めた在学生一人当たりの公的支援で見れば、米国と遜色ない水準。
- いずれにせよ、高等教育における公的支援の程度は、租税負担率との見合いで考える必要。

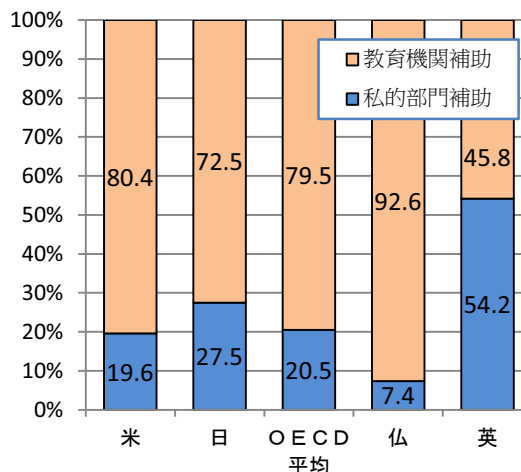
高等教育における公財政支出及び私費支出(対GDP比:2009)



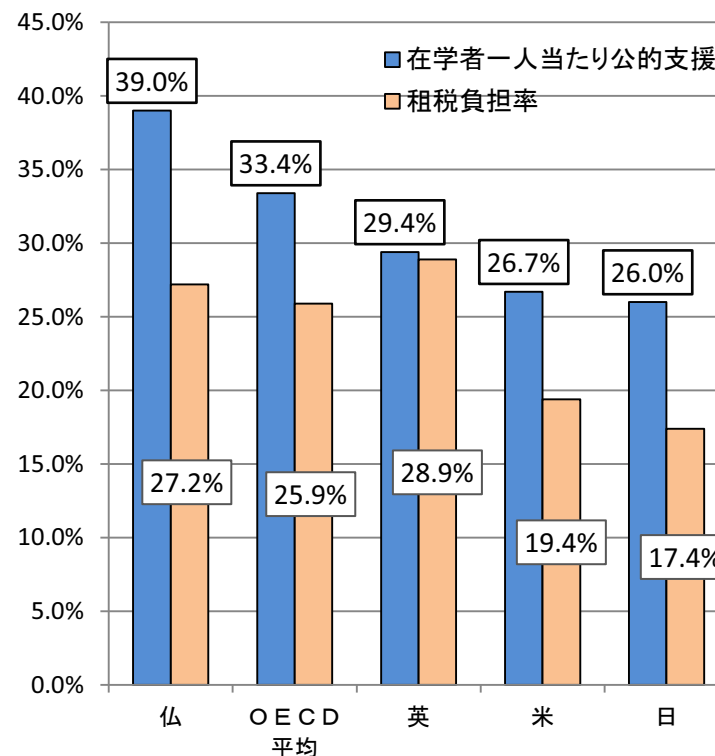
大学生等の数
(人口千人当たり)

- ・米:50.8人、日:28.9人
- ・OECD:39.7人
- ・仏:35.0人、英:29.6人

教育機関補助と私的部門補助(2009)



在学生一人あたり公的支援(対国民一人当たりGDP比:2009)と租税負担率(対GDP比:2008)



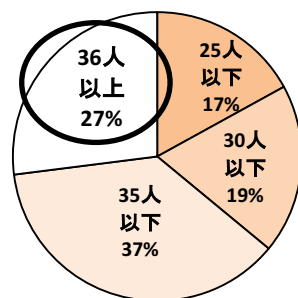
出所: "Education at a glance 2012" OECD。大学生等の数は高等教育の学生のフルタイム換算。高等教育機関補助と私的部門補助の割合はB5指標。私的補助において貸与型奨学金はグロス貸与額が計上されている(日本は約1兆円)。在学生一人あたり公的支援は在学生一人当たり公財政支出(B3指標)をB5指標の教育機関補助割合で割り戻して求めている。

公立小中学校の学級規模の分布

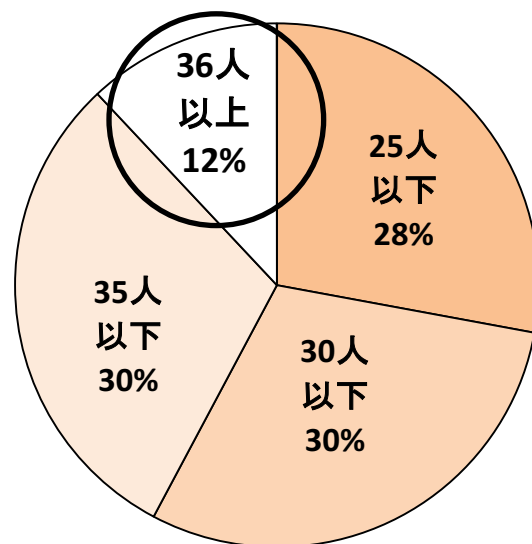
～小学校の学級の9割、中学校の学級の7割が35人以下学級～

小学校の学級分布

平成3年度

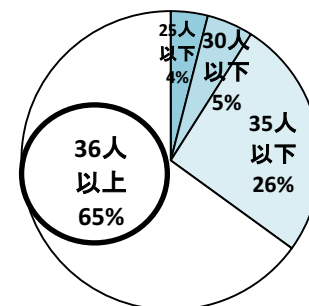


平成23年度

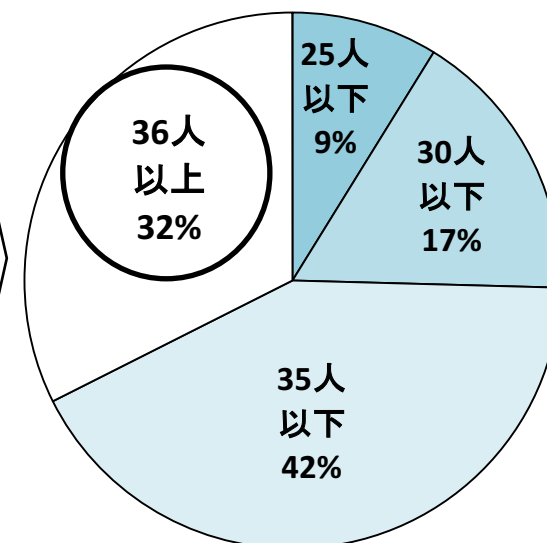


中学校の学級分布

平成3年度



平成23年度



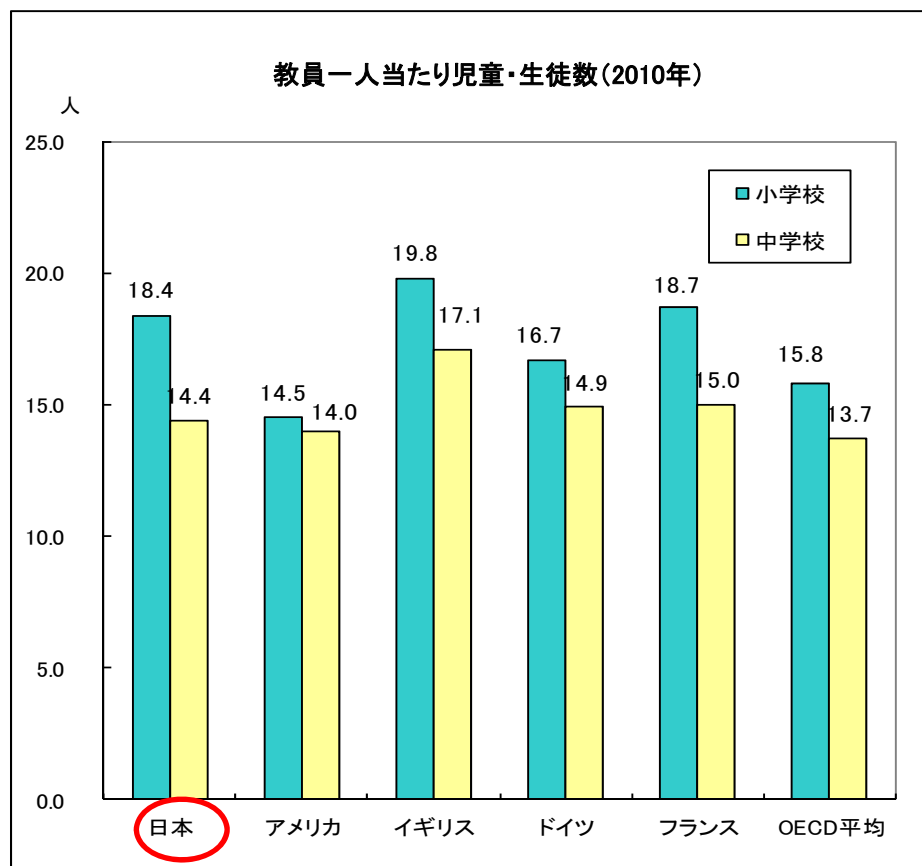
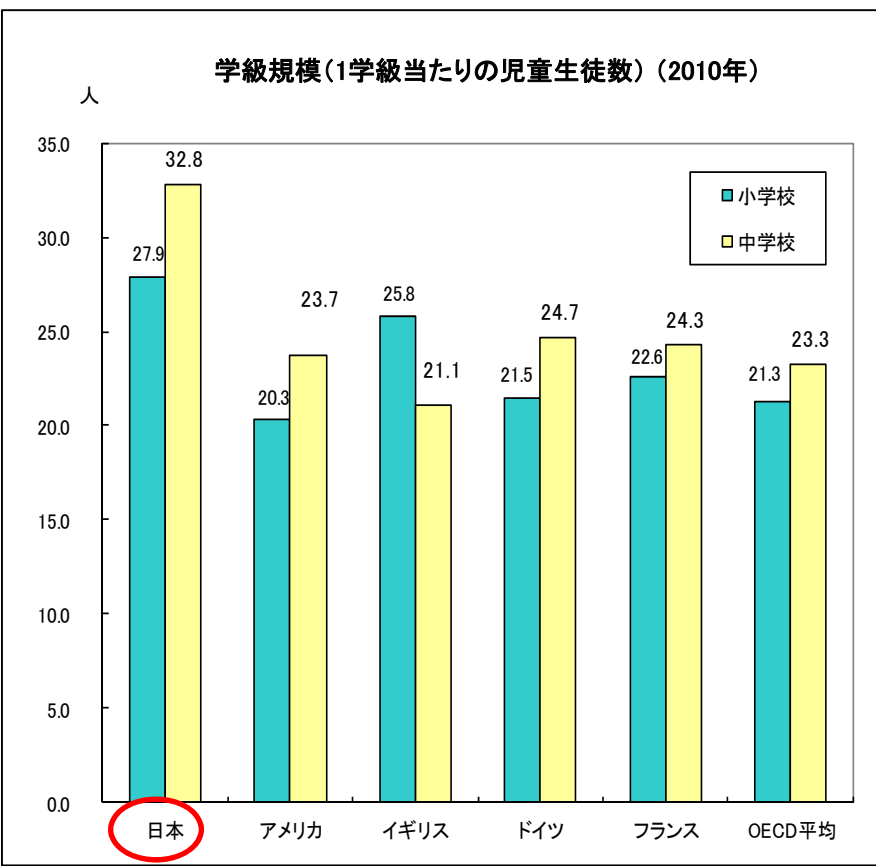
※ 特別支援学校・学級、複式学級を除く。

出所：学校基本調査報告書（平成23年度）

学級規模（1学級当たりの児童生徒数）と教員一人当たり児童・生徒数との関係

- 学級規模（1学級当たりの児童・生徒数）が、諸外国と比べて多く、教育環境が良くないとの指摘がある。
- しかし、国際的に見て、教員一人当たり児童・生徒数が遜色ない一方、学級規模が大きいのは、担任外の教員が多いためであり、約65万人の教員のうち約3割（16.5万人※）は担任外の教員。

※休職者、育児休業者(1.6万人)等を含む

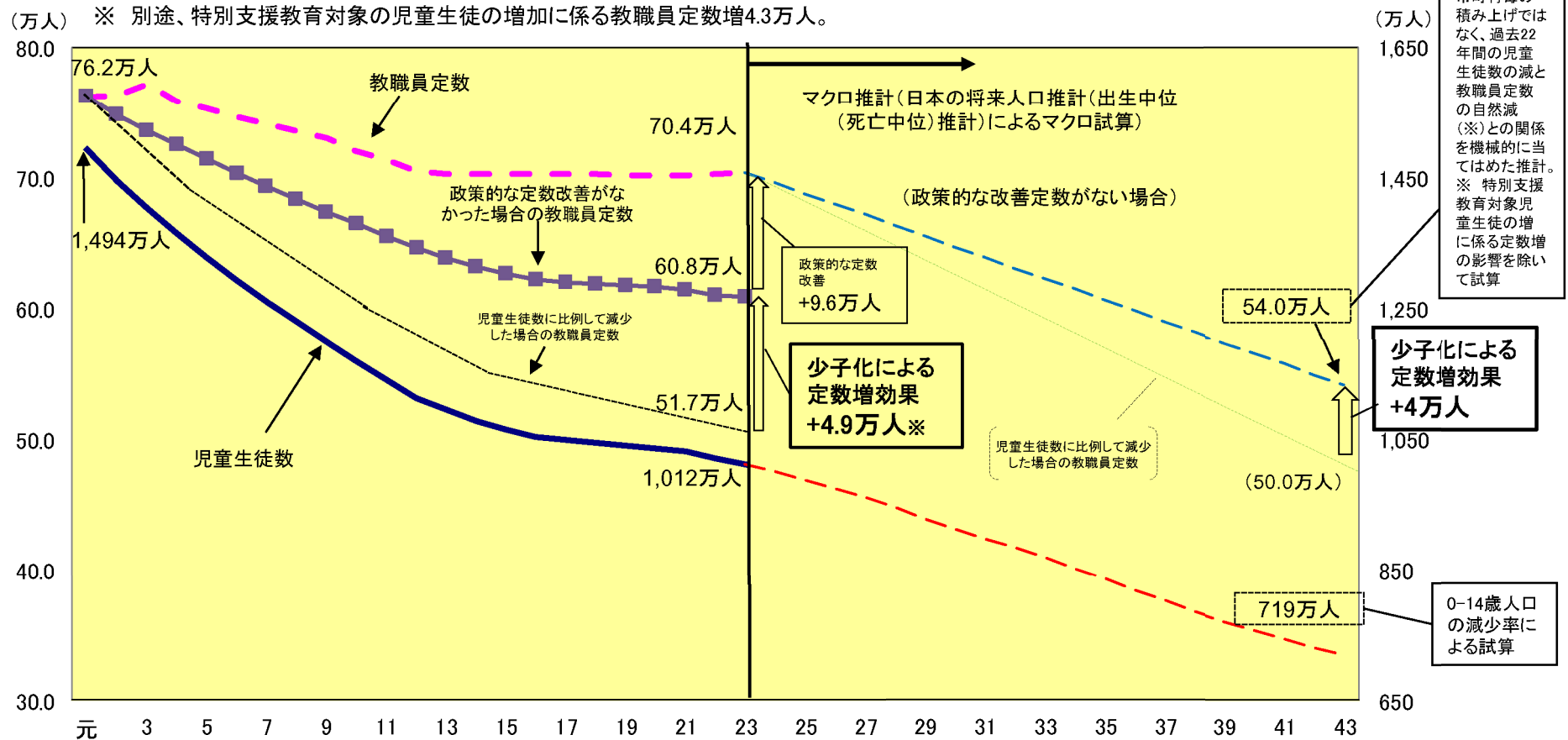


少子化社会と教職員定数のあり方

資料Ⅱ-3-6

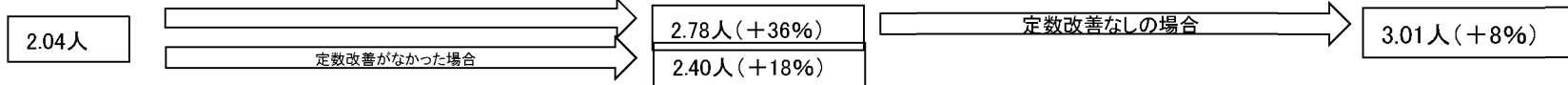
～政策的な定数増措置とは別に、教員数は子どもの数当たりで事実上年間2,200人増加。今後も継続～

- 平成以降、教職員数は、政策的な定数増9.6万人のほか、こどもの数の減少程教員定数が減らないため、こどもの数当たりでみると事実上4.9万人（年間2,200人）増えている（※）。
- 現行制度を前提とすれば、政策的な定数改善措置を講じなくても、教員数は、こどもの数当たりで見れば、今後20年間で事実上4万人（年間2,000人）程度増える見込み。



※ 別途、特別支援教育対象の児童生徒の増加に係る教職員定数増4.3万人。

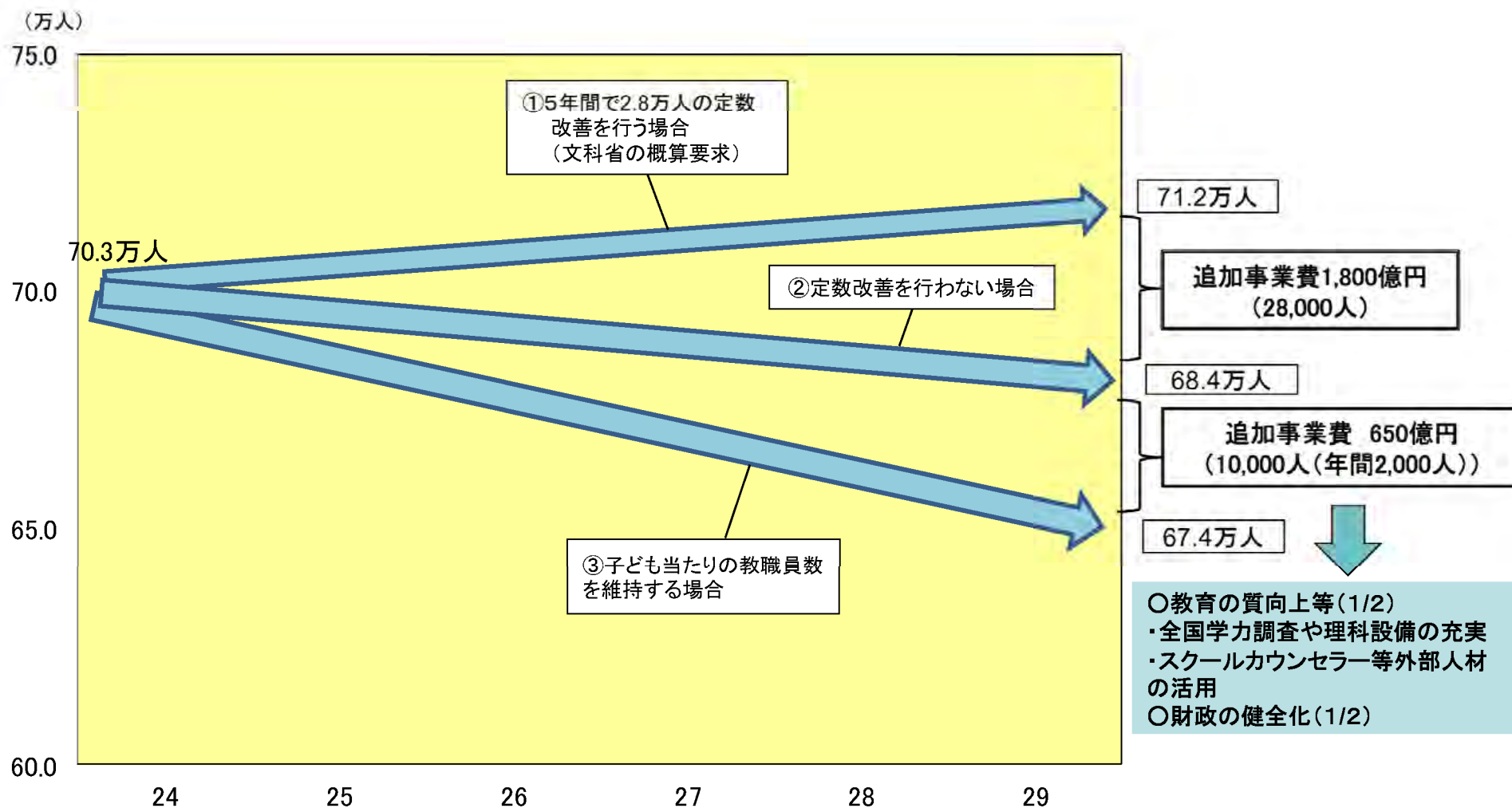
児童生徒40人当たりの教職員数



今後の教職員定数のあり方～今後5年間の教職員定数～

資料Ⅱ-3-7

- こども当たりの教員数を維持するとの考え方に立って、こども当たり10,000人増（5年間。年間2,000人）の教員予算について、教育の質向上に資する施策や外部人材の活用へ重点投資するとともに、国・地方を通じた財政健全化につなげることが考えられる。



各国立大学法人への運営費交付金の配分は各大学の努力・実績を反映するものになったか？

資料Ⅱ-3-8

- 国大運営費交付金の特別運営費交付金は本来競争的に配分されるべきもの。
- しかし、上位10校の配分実績でみると、特別運営費交付金の配分(45.8%)は、教員・学生数に基づき配分される一般運営費交付金の配分(42.1%)と大差ない。
- なお、代表的な競争的資金である科学研究費補助金(人文・社会科学から自然科学まで対象)は上位10校で68.5%を配分。

一般・特別運営費交付金予算額、国公私補助金実績額及び科学研究費補助金配分額の上位10校の比較

(単位:千円)

一般運営費交付金				特別運営費交付金			
順位	法人名	予算額	シェア	順位	法人名	予算額	シェア
1	東京大学	649,594,837	8.02%	1	東京大学	40,316,845	9.63%
2	京都大学	446,423,519	5.51%	2	大阪大学	27,014,099	6.37%
3	東北大学	380,470,580	4.70%	3	東北大学	23,396,701	5.64%
4	大阪大学	363,965,786	4.49%	4	京都大学	23,170,300	5.47%
5	九州大学	321,467,832	3.97%	5	九州大学	16,937,985	4.00%
6	筑波大学	300,897,207	3.71%	6	北海道大学	16,026,660	3.78%
7	北海道大学	300,203,493	3.71%	7	名古屋大学	15,378,401	3.75%
8	名古屋大学	252,179,872	3.11%	8	群馬大学	10,436,258	2.46%
9	広島大学	212,685,005	2.63%	9	筑波大学	10,434,675	2.46%
10	東京工業大学	180,758,854	2.23%	10	新潟大学	9,528,652	2.27%
合計		3,408,646,985	42.08%	合計		194,240,576	45.82%

(注)予算額は、平成16年度から平成24年度の合計額

(注)平成24年度の予算額は、復興特別会計上分を含む

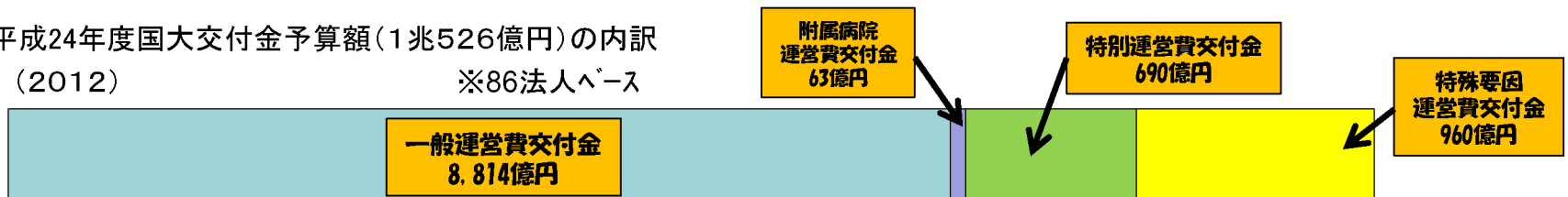
(単位:千円)

国公私補助金				科学研究費補助金			
順位	法人名	実績額	シェア	順位	法人名	配分額	シェア
1	東京大学	18,271,486	9.92%	1	東京大学	125,695,127	17.57%
2	東北大学	15,721,710	8.53%	2	京都大学	78,656,817	11.00%
3	京都大学	14,655,590	7.96%	3	大阪大学	58,082,452	8.12%
4	大阪大学	14,340,177	7.78%	4	東北大学	57,977,724	8.10%
5	東京工業大学	10,312,234	5.60%	5	名古屋大学	38,336,542	5.36%
6	北海道大学	8,192,551	4.45%	6	九州大学	34,716,067	4.85%
7	名古屋大学	7,950,540	4.32%	7	北海道大学	34,455,492	4.82%
8	九州大学	5,704,948	3.10%	8	東京工業大学	27,387,460	3.83%
9	千葉大学	4,611,369	2.50%	9	筑波大学	18,907,033	2.64%
10	神戸大学	4,273,393	2.32%	10	神戸大学	15,485,091	2.16%
合計		104,033,998	56.47%	合計		489,699,805	68.46%

(注)国公私補助金の実績額は、大学改革推進等補助金及び研究拠点形成費補助金の受入額と国際化拠点整備事業費補助金の執行実績額の合計(平成16年度から平成22年度の合計額)

(注)科学研究費補助金の配分額は、「研究者が所属する研究機関別配分額(新規採択+継続分)」の合計(平成16年度から平成22年度の合計額)

(参考)平成24年度国大交付金予算額(1兆526億円)の内訳
(2012) ※86法人ベース



国大運営費交付金予算額の推移

- 国大運営費交付金の減（対16年度▲992億円）のうち、8割以上は附属病院運営費交付金の減（対16年度▲521億円）と特殊要因運営費交付金（対16年度▲292億円）によるもの。
- 教育・研究活動を直接支援する一般運営費交付金（対16年度▲465億円、▲4.8%）及び特別運営費交付金（対16年度+286億円）は、法人化以降の物価変動や公務員給与削減（H16からH23にかけて▲3.5%）の影響を考慮すれば、実質的には減少とはいえないのではないか。

〔平成16年度運営費交付金予算額 1兆2,415億円〕



〔平成24年度運営費交付金予算額 1兆1,423億円〔対16年度992億円減（▲8.0%減）〕〕



平成16年度から平成23年度にかけて

国家公務員の給与勧告は $\Delta 3.5\%$

平成16年から平成23年にかけて

家計調査による実収入は $\Delta 4.1\%$

消費者物価指数は $\Delta 1.0\%$

(参考)

国立学校特別会計平成15年度予算
職員基本給（附属病院を除く） 5,570億円

※ 平成24年度運営費交付金予算額には、復興特別会計 57億円を含む

国立大学法人における、給与の昇給、昇格、新陳代謝等における影響は不明

国家公務院の給与勧告は、行政職（一）の対前年平均年間給与率を単純に足し合わせたもの

家計調査による実収入は、1世帯当たり1か月間の収入と支出（二人以上の世帯のうち勤労者世帯）の実収入欄の23年平均と16年平均の比較

消費者物価指数は、平成22年度を100とした指数の差

- 無利子奨学金(一般会計から貸与原資を貸付)の方が日本政策金融公庫の教育ローン(親に貸与。利子補給なし)より貸与基準が緩やか。
- 無利子奨学金の貸与は特に困難がある者に限った上で、平均所得以上の者は、有利子奨学金で対応することを基本とすべきではないか(有利子奨学金の返済条件も民間の教育ローンと比べると優遇)。

	貸与基準	貸与額 (最大)	融資期間 (最長)	金利(%)
無利子奨学金	こども2人の場合 年収955万円以下	288万円	卒業後20年	無利子
有利子奨学金	こども2人の場合 年収1207万円以下	576万円 ^(*)	卒業後20年	1.08(固定) 0.26(変動)
日本政策金融公庫	こども2人の場合 年収890万円以下	300万円	15年	2.35(固定)
A銀行		500万円	10年	4.475(変動)
B銀行		300万円	10年	4.6(固定) 3.475(変動)
C銀行		300万円	10年	3.475(変動)
D銀行		500万円	10年	4.475(変動)

(*)無利子奨学金、有利子奨学金の貸与額は月限度額6万円(無利子)、12万円(有利子、学生が選択)を4年間借りた場合

(注)民間銀行の条件は優遇金利などを適用しない一般的な例。10月9日現在。(出所:24年10月10日付日経新聞)

奨学金制度の改革の方向性について

資料 - 3 - 1 1

- 貸与型奨学金は、奨学金受給者が返済した資金を次世代の貸与原資とすることで、限られた財源を有効活用し、幅広い者に対する奨学金の貸与を可能とするとの意義がある。
- 一方、将来の返済負担懸念から、就学を断念する可能性も指摘されることを踏まえ、平成24年度から、親が低所得の学生については、卒業後一定の収入を得るまで返済を猶予する所得連動返済型を無利子奨学金に導入。
- 学生の返済負担懸念に対応しつつ、貸与制のメリットを生かす観点から、無利子奨学金については、平成28年頃のマイナンバー法の施行後、返済額自体を毎年の所得額に連動させる本格的な所得連動返済型奨学金制度に移行することが考えられるのではないかと

【現行】

- 無利子奨学金の返済
- ・20年で返済が原則

【H24改正】

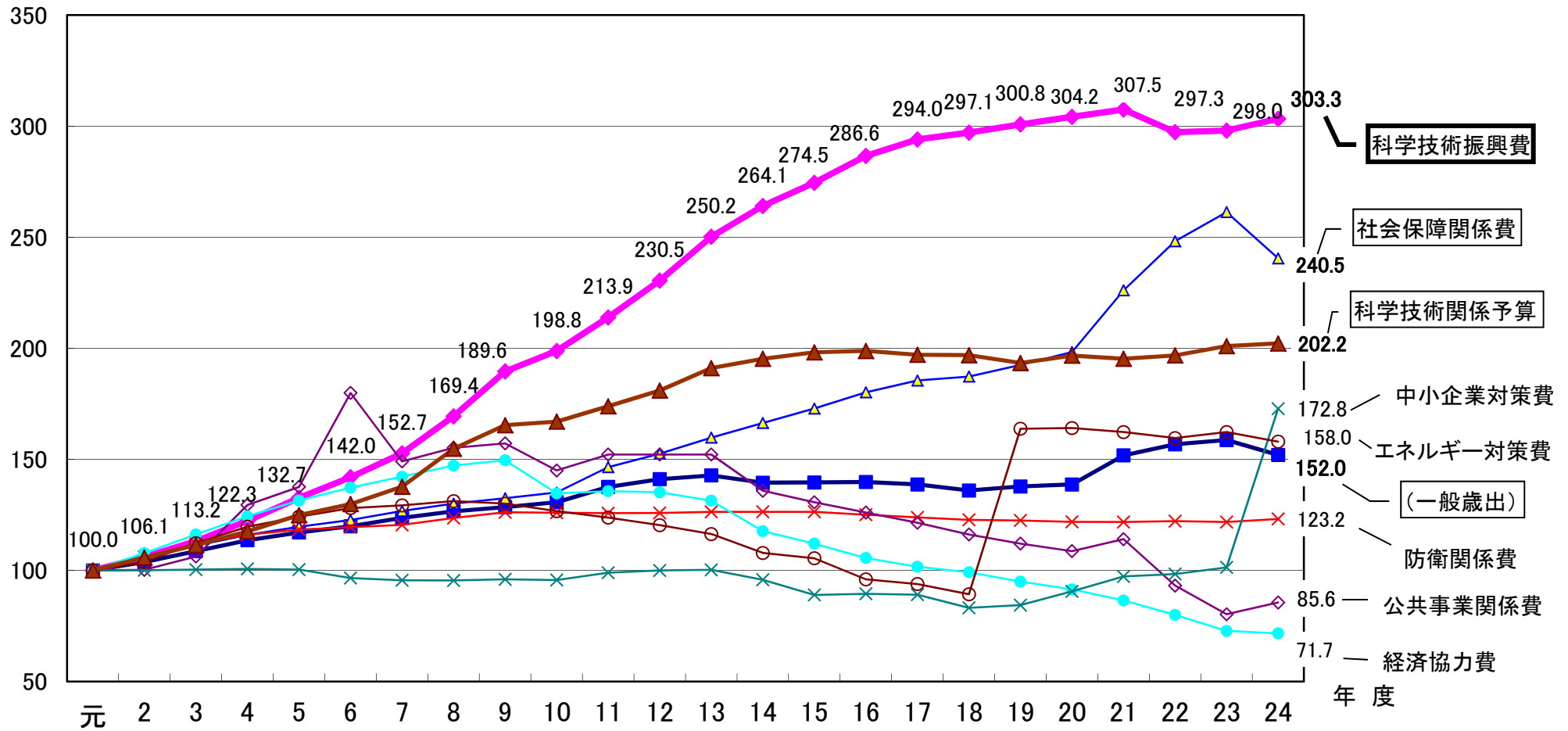
- 親が低所得(年収300万円以下)の学生
- ・卒業後、一定の収入(原則年収300万円以下)を得るまで返済猶予

【H28以降】

- マイナンバー法が施行された場合
- ・無利子奨学金の全ての貸与者を対象に
- ・毎年の返済額をその年の所得に連動させることを検討

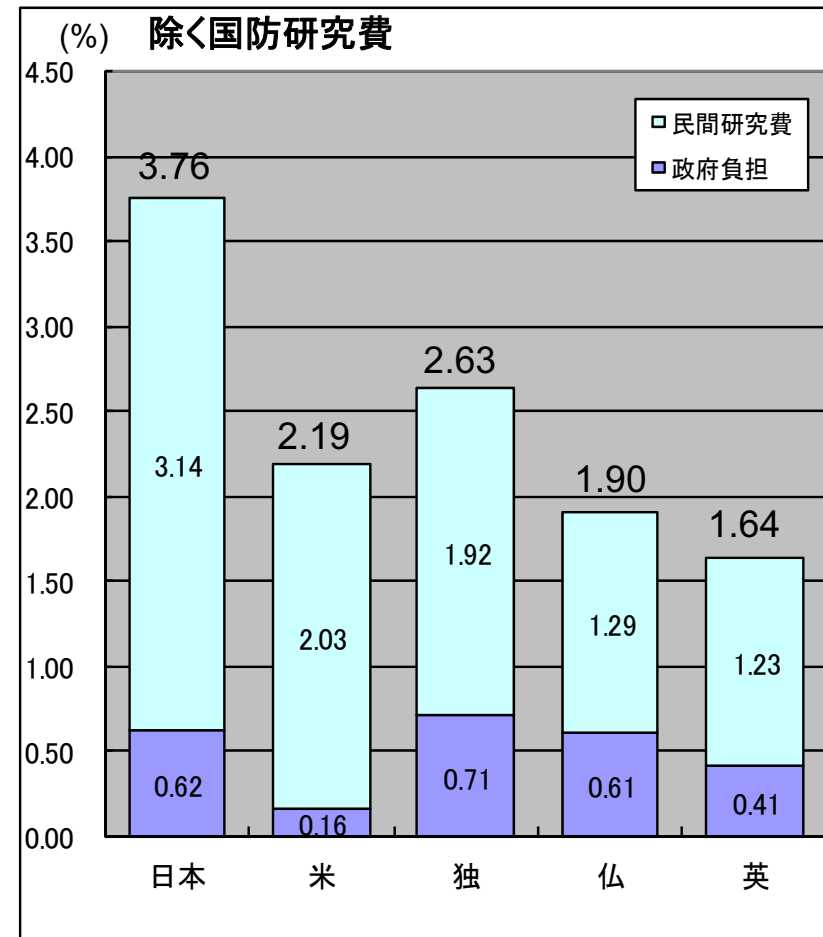
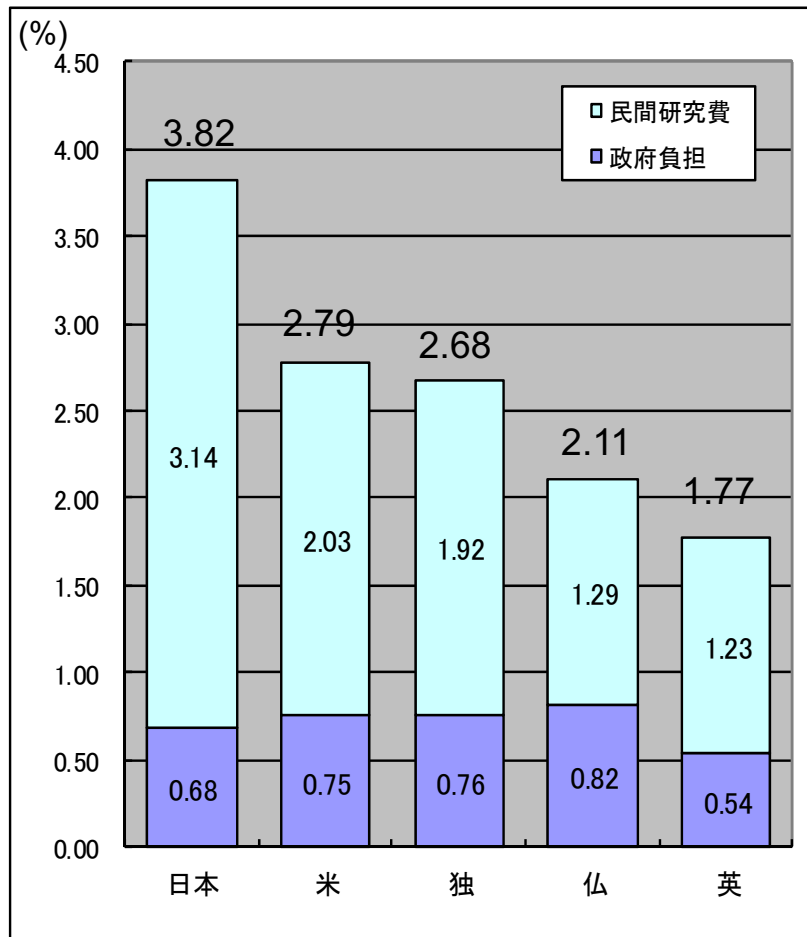
平成に入り、科学技術振興費は3倍に増加。社会保障関係費を上回る伸び。

○ 科学技術振興費と他の主要経費の推移(平成元年度を100とした場合の指数)



※ 平成24年度の各主要経費は、東日本大震災復興特別会計の計上額を含めた計数で試算。

主要国研究開発費の対GDP比



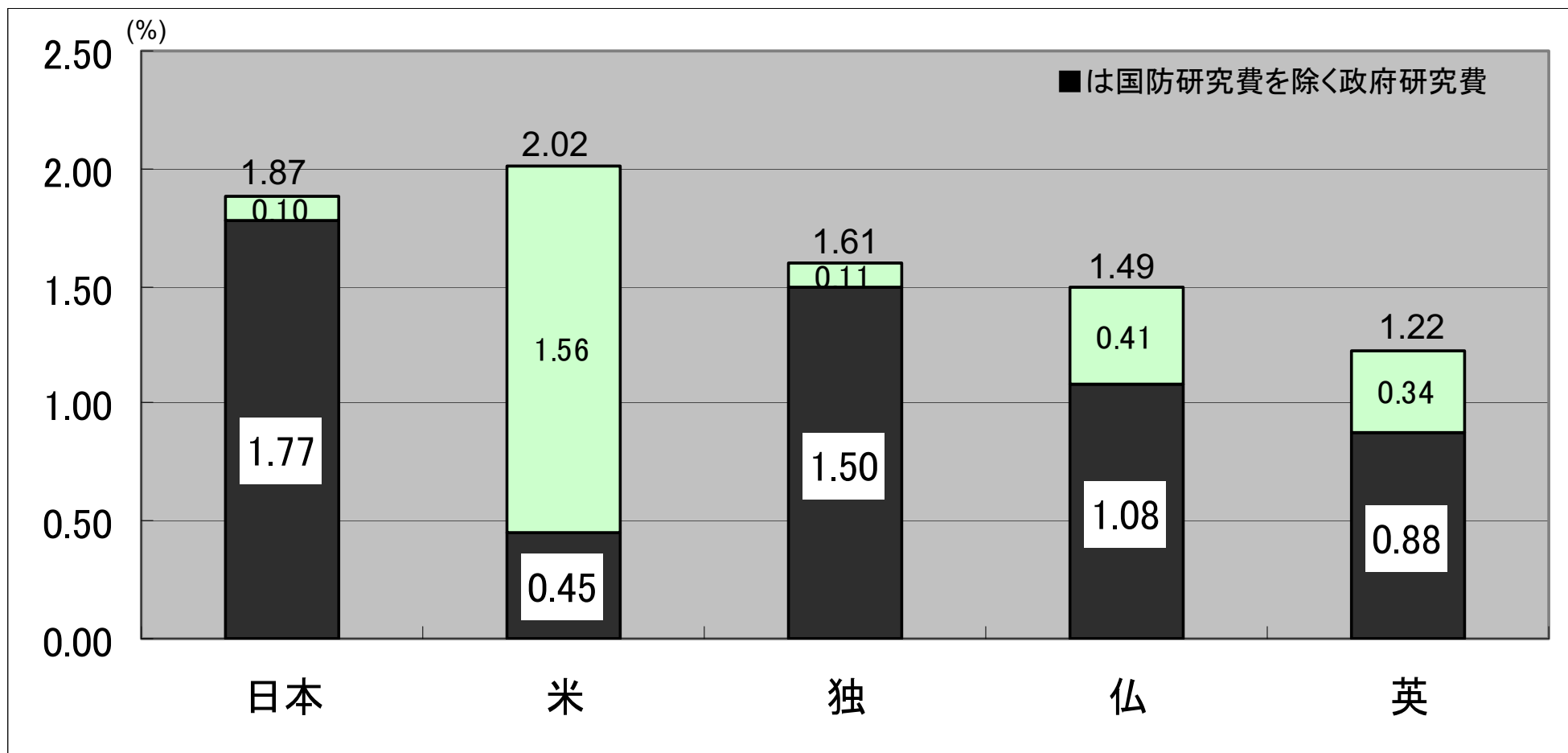
(注)2008年度の数値。

出所:平成23年版科学技術要覧から試算。

【参考】各国の研究者数(2008年)

日本	米国(99年)	独国	仏国	英国(98年)
82.7万人	126.1万人	30.2万人	22万人	15.8万人

一般政府総支出に占める政府研究費の割合



(注)日本は2008年度、外国は2007年度の数值。

平成22年版科学技術要覧及びOECD Economic Outlook 83から試算

目的別研究費の推移

資料Ⅱ-3-15

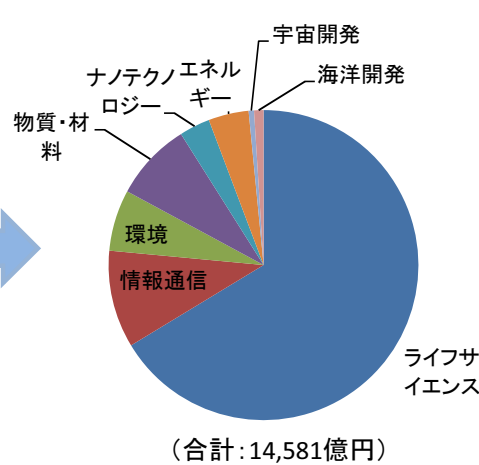
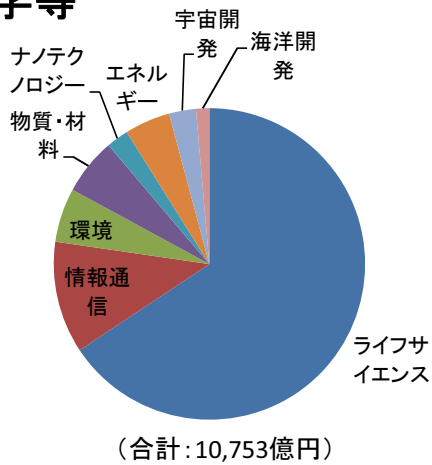
○ わが国の大学等及び公的機関における目的別研究費の相対シェアに大きな変化は見られない。

平成14年度

平成21年度

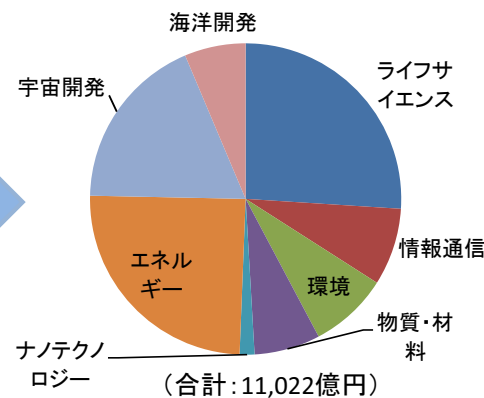
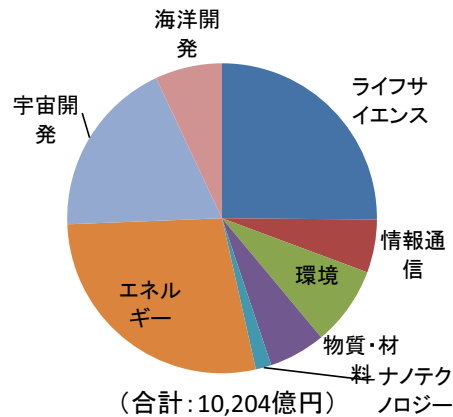
主要8分野の総計に占める割合

大学等



	平成14年度	平成21年度
ライフサイエンス	66%	66%
情報通信	12%	10%
環境	6%	6%
物質・材料	6%	8%
ナノテクノロジー	2%	3%
エネルギー	5%	4%
宇宙開発	3%	1%
海洋開発	1%	1%

公的機関(独立行政法人、特殊法人等)



	平成14年度	平成21年度
ライフサイエンス	25%	26%
情報通信	6%	8%
環境	8%	8%
物質・材料	6%	7%
ナノテクノロジー	2%	2%
エネルギー	28%	25%
宇宙開発	19%	18%
海洋開発	7%	6%

(注) 大学等とは、大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関法人を含む。

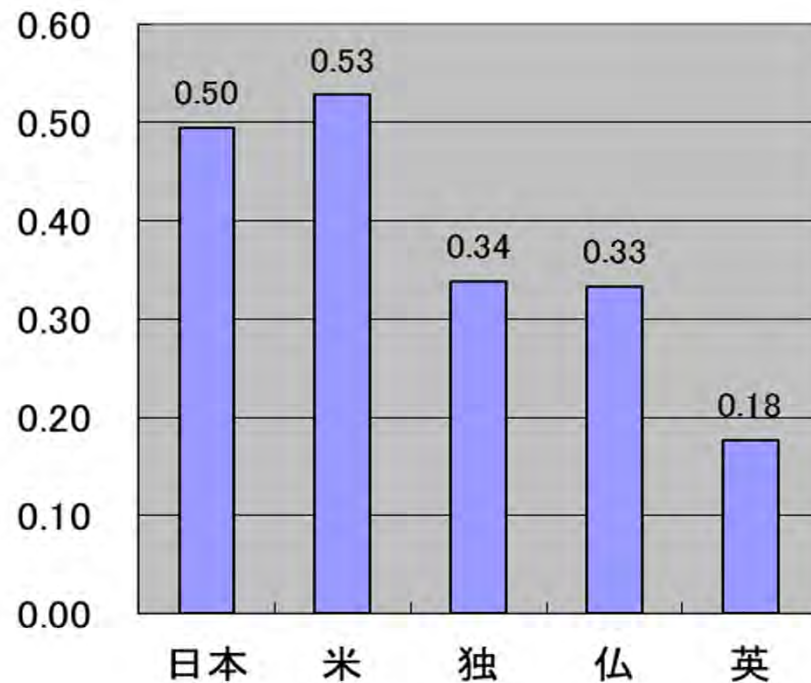
(出所) 「科学技術要覧 平成20～23年版」

我が国の1論文あたり予算額と論文の質(主要国との比較)

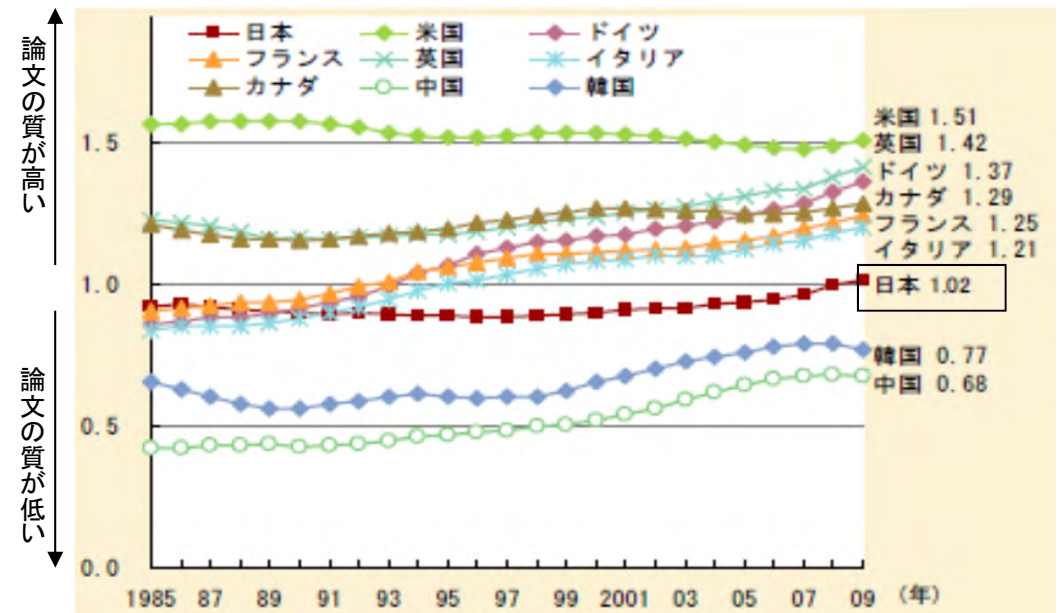
○我が国の1論文あたりの予算額は主要国の中でも高額。
一方、世界全体の水準と比べた論文の質を示す相対被引用度は、主要国と比べて低い水準で推移。

1論文あたりの科学技術関係予算額

(億円)



相対被引用度の推移



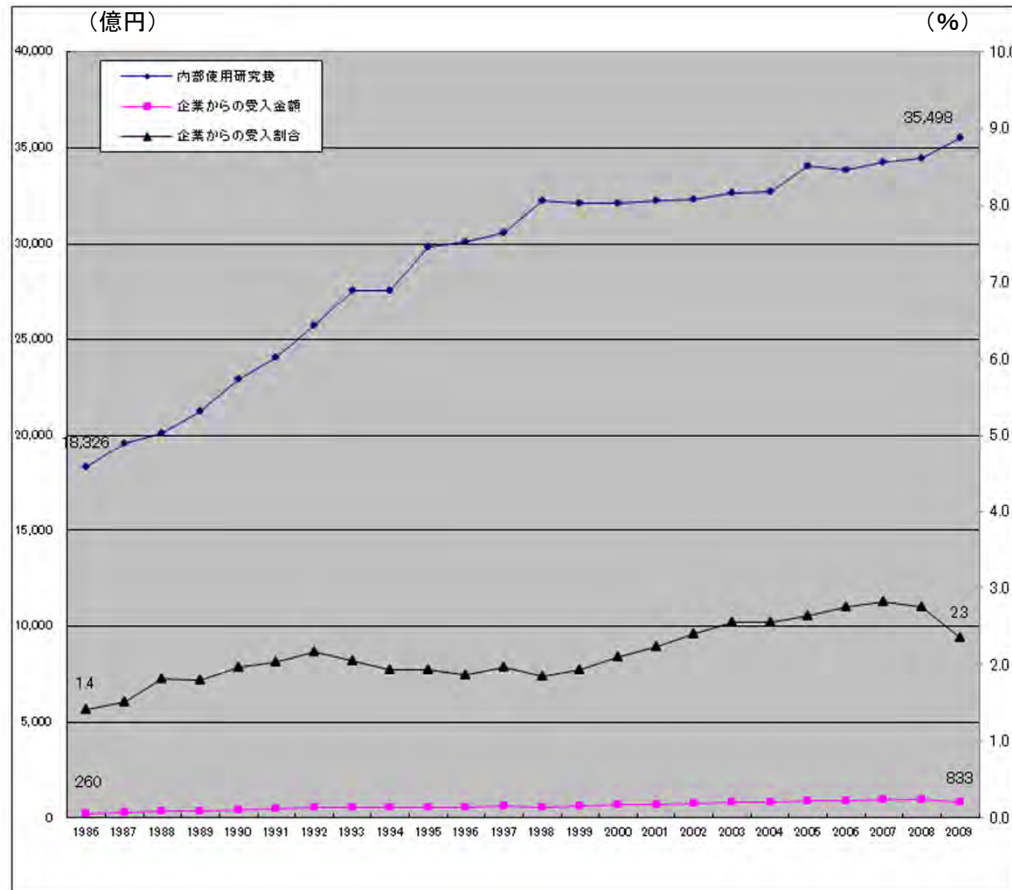
(注)相対被引用度とは、各国の論文数あたりの被引用回数を全世界の論文数あたりの被引用回数で除して基準化した値をいう。
出所：平成22年版科学技術白書

(注)2009年度の数值。
出所：科学技術指標2011及び科学技術要覧平成23年度版より試算。

大学等が企業から受け入れた研究開発費

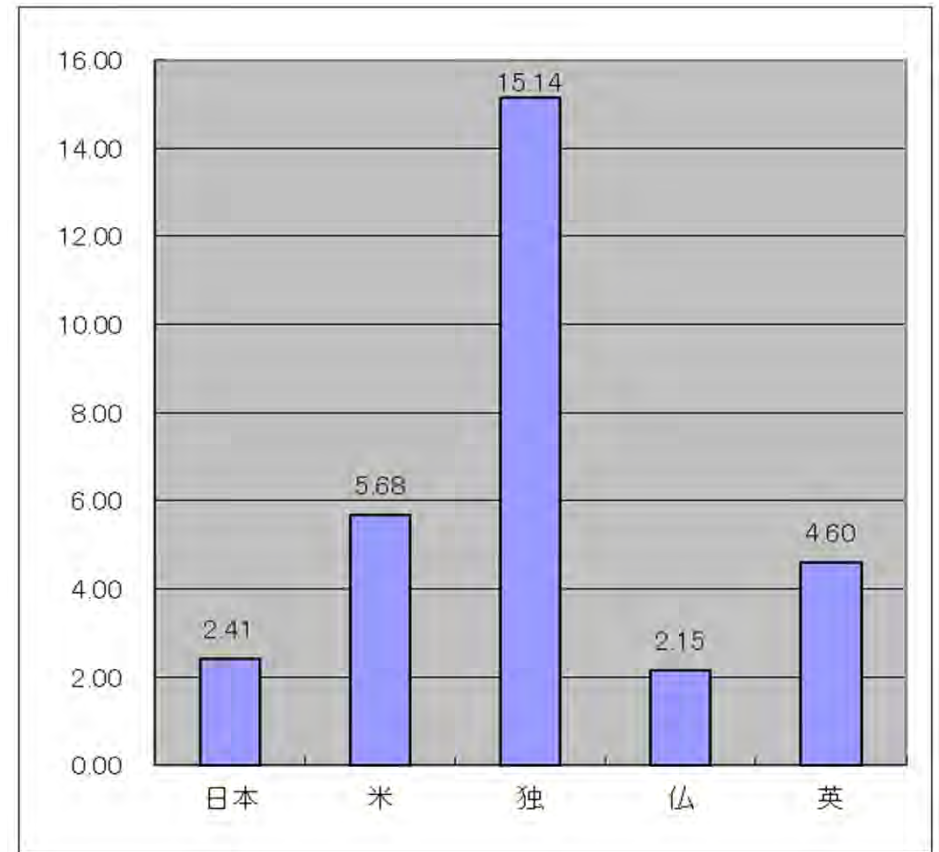
○産学連携を示す指標の一つである、大学等が企業から受け入れた研究開発費は低い水準で推移しており、大学等の研究開発費全体の2%程度にとどまっている。

大学等における内部使用研究費と企業から受け入れた金額及び割合の推移



(注) 出所: 科学技術指標2011から試算

大学等研究費の企業等負担割合の国際比較



(注) 出所: 科学技術要覧平成23年版から試算
日本、英国は2009年度、それ以外は2008年度